Ⅰ-資料1

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

：令和6年4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
1　訪問介護費
2　訪問入浴介護費
3　訪問看護費
4　訪問リハビリテーション費
5　居宅療養管理指導費
6　通所介護費
7　通所リハビリテーション費
8　短期入所生活介護費
9　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
ハ　診療所における短期入所療養介護費
ニ　（削除）
ホ　介護医療院における短期入所療養介護費
10　特定施設入居者生活介護費
11　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
1　介護福祉施設サービス
2　介護保健施設サービス
3　（削除）
4　介護医療院サービス

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 身体介護の（2）～（4）に引き続き生活援助を行った場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算		注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費 イ　身体介護 （1）　20分未満　（163単位） （2）　20分以上30分未満　（244単位） （3）　30分以上1時間未満　（387単位） （4）　1時間以上　（561単位に30分を増すごとに　＋82単位） ロ　生活援助 （1）　20分以上45分未満　（179単位） （2）　45分以上　（220単位） ハ　通院等乗降介助　（1回につき　97単位）	－1／100	－1／100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに＋65単位（165単位を限度）	×200／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	特定事業所加算（Ⅰ）＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ）＋3／100	特定事業所加算（Ⅴ）＋3／100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合　×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合　×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合　×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×85／100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）　×88／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき＋100単位

ニ　初回加算		（1月につき　＋200単位）
ホ　生活機能向上連携加算	（1）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋100単位）
	（2）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
ヘ　口腔連携強化加算		（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ト　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき　＋3単位）
	（2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき　＋4単位）
チ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×137／1000）
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×100／1000）
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき　＋所定単位×55／1000）
リ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×63／1000）
	（2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×42／1000）
ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき　＋所定単位×24／1000）

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の（1）20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 〔1回につき 1,266単位〕	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10/100	＋5／100

ロ 初回加算		〔1月につき ＋200単位〕
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	〔1日につき ＋3単位〕
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	〔1日につき ＋4単位〕
ニ 看取り連携体制加算		〔死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき ＋64単位〕
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	〔1回につき ＋44単位〕
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	〔1回につき ＋36単位〕
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	〔1回につき ＋12単位〕
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	〔1月につき ＋所定単位×58／1000〕
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	〔1月につき ＋所定単位×42／1000〕
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	〔1月につき ＋所定単位×23／1000〕
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	〔1月につき ＋所定単位×21／1000〕
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	〔1月につき ＋所定単位×15／1000〕
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		〔1月につき ＋所定単位×11／1000〕

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100
－○○／100	⇒	所定単位数 － 所定単位数×○○／100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （313単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ＋2，000単位	
	(2) 30分未満 （470単位）														
	(3) 30分以上1時間未満 （821単位）														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （1，125単位）														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （293単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （265単位）	×90／100				＋300単位						1月につき ＋315単位			
	(2) 30分未満 （398単位）														
	(3) 30分以上1時間未満 （573単位）														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （842単位）														
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2，954単位）		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					＋800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 ＋574単位 病院又は診療所の場合 ＋315単位			－97単位

ニ 初回加算	（1月につき ＋300単位）
ホ 退院時共同指導加算	（1回につき ＋600単位）
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	（1月につき ＋250単位）

ト 看護体制強化加算 （イ及びロを算定する場合のみ算定）		(1) 看護体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋550単位）
		(2) 看護体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋200単位）

チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき ＋6単位）
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき ＋3単位）
	(2) ハを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋50単位）
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋25単位）

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(A)	注 リハビリテーションマネジメント加算(B)	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15/100	＋10/100	＋5／100	1日につき ＋200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき ＋180単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき ＋213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき ＋450単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき ＋483単位	1回につき －50単位

ロ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき ＋6単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき ＋3単位)

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (298単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限定)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位		
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限定)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限定) (45単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限定)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 370 単位）																														
		要介護2 （ 423 単位）																														
		要介護3 （ 479 単位）																														
		要介護4 （ 533 単位）																														
		要介護5 （ 588 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 388 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 444 単位）																														
		要介護3 （ 502 単位）																														
		要介護4 （ 560 単位）																														
		要介護5 （ 617 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 570 単位）																														
		要介護2 （ 673 単位）																														
		要介護3 （ 777 単位）																														
		要介護4 （ 880 単位）																														
		要介護5 （ 984 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 584 単位）																														
		要介護2 （ 689 単位）																														
		要介護3 （ 796 単位）																														
		要介護4 （ 901 単位）																														
		要介護5 （ 1,008 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 658 単位）																														
		要介護2 （ 777 単位）																														
		要介護3 （ 900 単位）																														
		要介護4 （ 1,023 単位）																														
		要介護5 （ 1,148 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 669 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 791 単位）																														
		要介護3 （ 915 単位）																														
		要介護4 （ 1,041 単位）																														
		要介護5 （ 1,168 単位）																														
ロ 大規模型通所介護費（ア）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 358 単位）	×70/100	×70/100	−1／100	−1／100		＋3/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋13単位	＋5/100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋55単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋75単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月2回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1回につき ＋160単位（月2回を限度）	1月につき ＋40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 （ 401 単位）																														
		要介護3 （ 462 単位）																														
		要介護4 （ 513 単位）																														
		要介護5 （ 568 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 376 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 430 単位）																														
		要介護3 （ 486 単位）																														
		要介護4 （ 541 単位）																														
		要介護5 （ 597 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 544 単位）																														
		要介護2 （ 643 単位）																														
		要介護3 （ 743 単位）																														
		要介護4 （ 840 単位）																														
		要介護5 （ 940 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 564 単位）																														
		要介護2 （ 667 単位）																														
		要介護3 （ 770 単位）																														
		要介護4 （ 871 単位）																														
		要介護5 （ 974 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 629 単位）																														
		要介護2 （ 744 単位）																														
		要介護3 （ 861 単位）																														
		要介護4 （ 980 単位）																														
		要介護5 （ 1,097 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 647 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 765 単位）																														
		要介護3 （ 885 単位）																														
		要介護4 （ 1,007 単位）																														
		要介護5 （ 1,127 単位）																														
ハ 大規模型通所介護費（イ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 345 単位）																														
		要介護2 （ 395 単位）																														
		要介護3 （ 446 単位）																														
		要介護4 （ 495 単位）																														
		要介護5 （ 549 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 362 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 414 単位）																														
		要介護3 （ 468 単位）																														
		要介護4 （ 521 単位）																														
		要介護5 （ 575 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 523 単位）																														
		要介護2 （ 620 単位）																														
		要介護3 （ 715 単位）																														
		要介護4 （ 812 単位）																														
		要介護5 （ 907 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 543 単位）																														
		要介護2 （ 641 単位）																														
		要介護3 （ 740 単位）																														
		要介護4 （ 839 単位）																														
		要介護5 （ 939 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 607 単位）																														
		要介護2 （ 716 単位）																														
		要介護3 （ 830 単位）																														
		要介護4 （ 946 単位）																														
		要介護5 （ 1,059 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 623 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 737 単位）																														
		要介護3 （ 852 単位）																														
		要介護4 （ 970 単位）																														
		要介護5 （ 1,086 単位）																														

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1回につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×59／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×43／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき ＋所定単位×23／1000)	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×12／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×10／1000)	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×11／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

7　通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（A）	注 リハビリテーションマネジメント加算（B）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物から居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ　通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	（1）　1時間以上2時間未満	要介護1　（　366 単位）				1日につき＋30単位				1日につき＋40単位	1日につき＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 同意日の属する月から6月以内　1月につき＋560単位 同意日の属する月から6月超　1月につき＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 同意日の属する月から6月以内　1月につき＋593単位 同意日の属する月から6月超　1月につき＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 同意日の属する月から6月以内　1月につき＋830単位 同意日の属する月から6月超　1月につき＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 同意日の属する月から6月以内　1月につき＋863単位 同意日の属する月から6月超　1月につき＋543単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内　1月につき＋1,250単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位（月2回を限度）	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋160単位（月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1月につき＋40単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2　（　395 単位）																											
			要介護3　（　426 単位）																											
			要介護4　（　455 単位）																											
			要介護5　（　487 単位）																											
		（2）　2時間以上3時間未満	要介護1　（　380 単位）																											
			要介護2　（　436 単位）																											
			要介護3　（　494 単位）																											
			要介護4　（　551 単位）																											
			要介護5　（　608 単位）																											
		（3）　3時間以上4時間未満	要介護1　（　483 単位）						3時間以上4時間未満の場合　＋12単位																					
			要介護2　（　561 単位）																											
			要介護3　（　638 単位）																											
			要介護4　（　738 単位）																											
			要介護5　（　836 単位）																											
		（4）　4時間以上5時間未満	要介護1　（　549 単位）						4時間以上5時間未満の場合　＋16単位																					
			要介護2　（　637 単位）																											
			要介護3　（　725 単位）	×70/100	×70/100	＋3/100				＋5／100																				
			要介護4　（　838 単位）																											
			要介護5　（　950 単位）																											
		（5）　5時間以上6時間未満	要介護1　（　618 単位）						5時間以上6時間未満の場合　＋20単位																					
			要介護2　（　733 単位）																											
			要介護3　（　846 単位）																											
			要介護4　（　980 単位）																											
			要介護5　（　1,112 単位）																											
		（6）　6時間以上7時間未満	要介護1　（　710 単位）						6時間以上7時間未満の場合　＋24単位																					
			要介護2　（　844 単位）																											
			要介護3　（　974 単位）																											
			要介護4　（　1,129 単位）																											
			要介護5　（　1,281 単位）																											
		（7）　7時間以上8時間未満	要介護1　（　757 単位）					8時間以上9時間未満の場合　＋50単位 9時間以上10時間未満の場合　＋100単位 10時間以上11時間未満の場合　＋150単位 11時間以上12時間未満の場合　＋200単位 12時間以上13時間未満の場合　＋250単位 13時間以上14時間未満の場合　＋300単位	7時間以上の場合　＋28単位																					
			要介護2　（　897 単位）																											
			要介護3　（　1,039 単位）																											
			要介護4　（　1,206 単位）																											
			要介護5　（　1,369 単位）																											
	介護医療院の場合	（1）　1時間以上2時間未満	要介護1　（　366 単位）				1日につき＋30単位																							
			要介護2　（　395 単位）																											
			要介護3　（　426 単位）																											
			要介護4　（　455 単位）																											
			要介護5　（　487 単位）																											
		（2）　2時間以上3時間未満	要介護1　（　380 単位）																											
			要介護2　（　436 単位）																											
			要介護3　（　494 単位）																											
			要介護4　（　551 単位）																											
			要介護5　（　608 単位）																											
		（3）　3時間以上4時間未満	要介護1　（　483 単位）						3時間以上4時間未満の場合　＋12単位																					
			要介護2　（　561 単位）																											
			要介護3　（　638 単位）																											
			要介護4　（　738 単位）																											
			要介護5　（　836 単位）																											
		（4）　4時間以上5時間未満	要介護1　（　549 単位）						4時間以上5時間未満の場合　＋16単位																					
			要介護2　（　637 単位）																											
			要介護3　（　725 単位）																											
			要介護4　（　838 単位）																											
			要介護5　（　950 単位）																											
		（5）　5時間以上6時間未満	要介護1　（　618 単位）						5時間以上6時間未満の場合　＋20単位																					
			要介護2　（　733 単位）																											
			要介護3　（　846 単位）																											
			要介護4　（　980 単位）																											
			要介護5　（　1,112 単位）																											
		（6）　6時間以上7時間未満	要介護1　（　710 単位）						6時間以上7時間未満の場合　＋24単位																					
			要介護2　（　844 単位）																											
			要介護3　（　974 単位）																											
			要介護4　（　1,129 単位）																											
			要介護5　（　1,281 単位）																											
		（7）　7時間以上8時間未満	要介護1　（　757 単位）					8時間以上9時間未満の場合　＋50単位 9時間以上10時間未満の場合　＋100単位 10時間以上11時間未満の場合　＋150単位 11時間以上12時間未満の場合　＋200単位 12時間以上13時間未満の場合　＋250単位 13時間以上14時間未満の場合　＋300単位	7時間以上の場合　＋28単位																					
			要介護2　（　897 単位）																											
			要介護3　（　1,039 単位）																											
			要介護4　（　1,206 単位）																											
			要介護5　（　1,369 単位）																											

基本部分	利用者の数 事業所の数 や割合等	医療、薬学 管理栄養士 等の職員 の配置状況 又は専門職員の 配置があった 場合	感染症又は 薬学衛生上 の問題発生 や利用者 の安全を脅 かしていると 認められる 場合	1日につき +30単位	1/ハビテーション提供体制加算	1時間以上1時間未満の場合 +12単位	1時間以上1時間未満の場合 +16単位	1時間以上1時間未満の場合 +20単位	1時間以上1時間未満の場合 +24単位	1時間以上の場合 +28単位	1/ハビテーション提供体制加算	1時間以上1時間未満の場合 +12単位	1時間以上1時間未満の場合 +16単位	1時間以上1時間未満の場合 +20単位	1時間以上1時間未満の場合 +24単位	1時間以上の場合 +28単位	1/ハビテーション提供体制加算	1時間以上1時間未満の場合 +12単位	1時間以上1時間未満の場合 +16単位	1時間以上1時間未満の場合 +20単位	1時間以上1時間未満の場合 +24単位	1時間以上の場合 +28単位	注	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注
基本部分	×70/100	×70/100	+3/100	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位						1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位						1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位						+5/100	1日につき +14単位	1日につき +56単位	
(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 361単位	要介護1 392単位	要介護1 421単位	要介護1 450単位	要介護1 481単位	要介護1 375単位	要介護1 431単位	要介護1 488単位	要介護1 544単位	要介護1 601単位	要介護1 477単位	要介護1 554単位	要介護1 630単位	要介護1 727単位	要介護1 824単位	要介護1 540単位	要介護1 626単位	要介護1 711単位	要介護1 821単位	要介護1 932単位	要介護1 709単位	要介護1 819単位	要介護1 950単位	要介護1 1077単位	要介護1 694単位	要介護1 824単位
(2) 2時間以上3時間未満	要介護2 392単位	要介護2 421単位	要介護2 450単位	要介護2 481単位	要介護2 488単位	要介護2 431単位	要介護2 488単位	要介護2 544単位	要介護2 601単位	要介護2 554単位	要介護2 630単位	要介護2 727単位	要介護2 824単位	要介護2 824単位	要介護2 953単位	要介護2 626単位	要介護2 711単位	要介護2 821単位	要介護2 932単位	要介護2 932単位	要介護2 819単位	要介護2 950単位	要介護2 1077単位	要介護2 824単位	要介護2 953単位
(3) 3時間以上4時間未満	要介護3 421単位	要介護3 450単位	要介護3 481単位	要介護3 488単位	要介護3 544単位	要介護3 488単位	要介護3 544単位	要介護3 601単位	要介護3 630単位	要介護3 727単位	要介護3 824単位	要介護3 824単位	要介護3 953単位	要介護3 1102単位	要介護3 1252単位	要介護3 711単位	要介護3 821単位	要介護3 932単位	要介護3 1077単位	要介護3 1077単位	要介護3 950単位	要介護3 1077単位	要介護3 1252単位	要介護3 953単位	要介護3 1102単位
(4) 4時間以上5時間未満	要介護4 450単位	要介護4 481単位	要介護4 540単位	要介護4 540単位	要介護4 601単位	要介護4 544単位	要介護4 601単位	要介護4 694単位	要介護4 727単位	要介護4 824単位	要介護4 953単位	要介護4 953単位	要介護4 1102単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 821単位	要介護4 932単位	要介護4 1077単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 1077単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 1102単位	要介護4 1252単位
(5) 5時間以上6時間未満	要介護5 481単位	要介護5 540単位	要介護5 626単位	要介護5 626単位	要介護5 711単位	要介護5 601単位	要介護5 711単位	要介護5 821単位	要介護5 824単位	要介護5 953単位	要介護5 1102単位	要介護5 1102単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 932単位	要介護5 1077単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位
(6) 6時間以上7時間未満	要介護6 540単位	要介護6 626単位	要介護6 711単位	要介護6 711単位	要介護6 821単位	要介護6 711単位	要介護6 821単位	要介護6 932単位	要介護6 953単位	要介護6 1102単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1077単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位
(7) 7時間以上8時間未満	要介護7 601単位	要介護7 711単位	要介護7 821単位	要介護7 821単位	要介護7 932単位	要介護7 821単位	要介護7 932単位	要介護7 1077単位	要介護7 1102単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位
(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 361単位	要介護1 392単位	要介護1 421単位	要介護1 450単位	要介護1 481単位	要介護1 375単位	要介護1 431単位	要介護1 488単位	要介護1 544単位	要介護1 601単位	要介護1 477単位	要介護1 554単位	要介護1 630単位	要介護1 727単位	要介護1 824単位	要介護1 540単位	要介護1 626単位	要介護1 711単位	要介護1 821単位	要介護1 932単位	要介護1 709単位	要介護1 819単位	要介護1 950単位	要介護1 1077単位	要介護1 694単位	要介護1 824単位
(2) 2時間以上3時間未満	要介護2 392単位	要介護2 421単位	要介護2 450単位	要介護2 481単位	要介護2 488単位	要介護2 431単位	要介護2 488単位	要介護2 544単位	要介護2 601単位	要介護2 554単位	要介護2 630単位	要介護2 727単位	要介護2 824単位	要介護2 824単位	要介護2 953単位	要介護2 626単位	要介護2 711単位	要介護2 821単位	要介護2 932単位	要介護2 932単位	要介護2 819単位	要介護2 950単位	要介護2 1077単位	要介護2 824単位	要介護2 953単位
(3) 3時間以上4時間未満	要介護3 421単位	要介護3 450単位	要介護3 481単位	要介護3 488単位	要介護3 544単位	要介護3 488単位	要介護3 544単位	要介護3 601単位	要介護3 630単位	要介護3 727単位	要介護3 824単位	要介護3 824単位	要介護3 953単位	要介護3 1102単位	要介護3 1252単位	要介護3 711単位	要介護3 821単位	要介護3 932単位	要介護3 1077単位	要介護3 1077単位	要介護3 950単位	要介護3 1077単位	要介護3 1252単位	要介護3 953単位	要介護3 1102単位
(4) 4時間以上5時間未満	要介護4 450単位	要介護4 481単位	要介護4 540単位	要介護4 540単位	要介護4 601単位	要介護4 544単位	要介護4 601単位	要介護4 694単位	要介護4 727単位	要介護4 824単位	要介護4 953単位	要介護4 953単位	要介護4 1102単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 821単位	要介護4 932単位	要介護4 1077単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 1077単位	要介護4 1252単位	要介護4 1252単位	要介護4 1102単位	要介護4 1252単位
(5) 5時間以上6時間未満	要介護5 481単位	要介護5 540単位	要介護5 626単位	要介護5 626単位	要介護5 711単位	要介護5 601単位	要介護5 711単位	要介護5 821単位	要介護5 824単位	要介護5 953単位	要介護5 1102単位	要介護5 1102単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 932単位	要介護5 1077単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位	要介護5 1252単位
(6) 6時間以上7時間未満	要介護6 540単位	要介護6 626単位	要介護6 711単位	要介護6 711単位	要介護6 821単位	要介護6 711単位	要介護6 821単位	要介護6 932単位	要介護6 953単位	要介護6 1102単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1077単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位	要介護6 1252単位
(7) 7時間以上8時間未満	要介護7 601単位	要介護7 711単位	要介護7 821単位	要介護7 821単位	要介護7 932単位	要介護7 821単位	要介護7 932単位	要介護7 1077単位	要介護7 1102単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位	要介護7 1252単位

基本部分	注	1/ハビテーション提供体制加算	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +14単位	1日につき +56単位	+5/100	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位

介護予防訪問入浴介護費（Ⅰ）

介護予防訪問入浴介護費	1日につき +56単位	1日につき +14単位	+5/100	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +12単位 1時間以上1時間未満の場合 +16単位 1時間以上1時間未満の場合 +20単位 1時間以上1時間未満の場合 +24単位 1時間以上の場合 +28単位	1日につき +30単位	1時間以上1時間未満の場合 +45単位 1時間以上1時間未満の場合 +60単位 1時間以上1時間未満の場合 +75単位 1時間以上1時間未満の場合 +90単位

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（又は）	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（A）	注 リハビリテーションマネジメント加算（B）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	（1） 1時間以上2時間未満	要介護1 （ 353 単位）				1日につき ＋30単位				1日につき ＋40単位	1日につき ＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋830単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋863単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋543単位	1日につき ＋110単位	1日につき ＋240単位（週2日を限度）	1月につき ＋1,920単位	利用開始日の属する月から 6月以内 1月につき ＋1,250単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月2回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1回につき ＋160単位（月2回を限度）	1日につき ＋100単位	1日につき ＋20単位	1月につき ＋40単位	1日につき －94単位	片道につき －47単位
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		（2） 2時間以上3時間未満	要介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		（3） 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		（4） 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 520 単位）	×70/100	×70/100	＋3/100			4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位	＋5／100																			
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		（5） 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		（6） 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		（7） 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護老人保健施設の場合	（1） 1時間以上2時間未満	要介護1 （ 353 単位）				1日につき ＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		（2） 2時間以上3時間未満	要介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		（3） 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		（4） 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		（5） 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		（6） 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		（7） 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										

ニ 移行支援加算	（1日につき 12単位を加算）	
ホ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき 6単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×47／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×34／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×20／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×17／1000）	
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×10／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

8 短期入所生活介護費

基本部分					注 当分の間、従来型の短期入所生活介護を行う場合	注 看護職員を1人以上配置していない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 機能のユニットを一つとユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）・従来型個室・	要介護1	645 単位	1.11単位	×97/100	×76/100	×76/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	所定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +110単位（1月に1回を限度）	1月につき +210単位（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位）	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき 利用定員20人以下 +12単位 利用定員20人以上 +23単位	1日につき 利用定員20人以下 +23単位 利用定員20人以上50人未満 +18単位 利用定員50人以上 +13単位	1日につき +58単位	1日につき +14単位（1日目を限度）	1日につき +13単位	1日につき +15単位	1日につき +10単位（1日目を限度）	1日につき +120単位	月通につき +184単位	1日につき +9.9単位（1日（やむを得ない事情が生じた場合は14日）を限度）	1日につき −10単位
			要介護2	715 単位	1.14単位																								
			要介護3	787 単位	1.14単位																								
			要介護4	856 単位	1.12単位																								
			要介護5	926 単位	1.11単位																								
		(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）・多床室・	要介護1	645 単位	1.11単位																								
			要介護2	715 単位	1.14単位																								
			要介護3	787 単位	1.14単位																								
			要介護4	856 単位	1.12単位																								
			要介護5	926 単位	1.11単位																								
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）・従来型個室・	要介護1	661 単位	1.11単位																								
			要介護2	672 単位	1.14単位																								
			要介護3	747 単位	1.14単位																								
			要介護4	815 単位	1.12単位																								
			要介護5	884 単位	1.11単位																								
		(二) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）・多床室・	要介護1	661 単位	1.11単位																								
			要介護2	672 単位	1.14単位																								
			要介護3	745 単位	1.14単位																								
			要介護4	813 単位	1.12単位																								
			要介護5	884 単位	1.11単位																								
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護・ユニット型個室・	要介護1	746 単位	1.11単位																								
			要介護2	813 単位	1.14単位																								
			要介護3	891 単位	1.14単位																								
			要介護4	965 単位	1.12単位																								
			要介護5	1,038 単位	1.11単位																								
		(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護・ユニット型個室・多床室・	要介護1	746 単位	1.11単位																								
			要介護2	815 単位	1.14単位																								
			要介護3	893 単位	1.14単位																								
			要介護4	965 単位	1.12単位																								
			要介護5	1,038 単位	1.11単位																								
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護・ユニット型個室・	要介護1	704 単位	1.11単位																								
			要介護2	772 単位	1.14単位																								
			要介護3	847 単位	1.14単位																								
			要介護4	918 単位	1.12単位																								
			要介護5	987 単位	1.11単位																								
		(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護・ユニット型個室・多床室・	要介護1	704 単位	1.11単位																								
			要介護2	772 単位	1.14単位																								
			要介護3	847 単位	1.14単位																								
			要介護4	918 単位	1.12単位																								
			要介護5	987 単位	1.11単位																								

注 口腔衛生管理体制加算	1日につき 11単位を加算（1日に1回を限度）	
注 療養食加算	3日につき 8単位を加算（1日に3回を限度）	
注 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	1日につき 421単位を加算
	(2) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合	1日につき 417単位を加算
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	1日につき 413単位を加算
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	1日につき 425単位を加算
注 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算
注 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 113単位を加算
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 12単位を加算
注 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算
注 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき +所定単位×81/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき +所定単位×65/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき +所定単位×33/1000
		※ 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
注 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき +所定単位×27/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき +所定単位×21/1000
		※ 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
注 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき +所定単位×16/1000	※ 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 療養食加算と栄養管理体制については当面「令和3年1月1日から適用」とする。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害等により、適切な計画の作成・整備及び教育・訓練の実施を行っていない場合には、令和7年1月1日までの猶予期間とする。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年2月1日までに算定可能。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未整備減算	注 夜勤職員配置加算	注 個別(リハビリ)テーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 老年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 住宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 住宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>[基本型]	要介護1	723 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +76単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +40単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	1日につき +120単位 (要介護4・5に限る)	1日につき +1単位	1日につき +21単位	片道につき +184単位
			要介護2	801 単位																	
			要介護3	864 単位																	
			要介護4	918 単位																	
			要介護5	971 単位																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>[在宅強化型]	要介護1	838 単位																	
			要介護2	853 単位																	
			要介護3	958 単位																	
			要介護4	1,012 単位																	
			要介護5	1,116 単位																	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>[基本型]	要介護1	630 単位																	
			要介護2	685 単位																	
			要介護3	844 単位																	
			要介護4	947 単位																	
			要介護5	1,052 単位																	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>[在宅強化型]	要介護1	695 単位																	
			要介護2	749 単位																	
			要介護3	1,044 単位																	
			要介護4	1,103 単位																	
			要介護5	1,161 単位																	
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>[療養型]	要介護1	790 単位																	
			要介護2	878 単位																	
			要介護3	989 単位																	
			要介護4	1,071 単位																	
			要介護5	1,150 単位																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>[療養型]	要介護1	630 単位																	
			要介護2	686 単位																	
			要介護3	1,074 単位																	
			要介護4	1,154 単位																	
			要介護5	1,232 単位																	
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>[療養型]	要介護1	790 単位																	
			要介護2	868 単位																	
			要介護3	985 単位																	
			要介護4	1,043 単位																	
			要介護5	1,121 単位																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>[療養型]	要介護1	630 単位																	
			要介護2	685 単位																	
			要介護3	1,046 単位																	
			要介護4	1,124 単位																	
			要介護5	1,202 単位																	
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1	748 単位																	
			要介護2	784 単位																	
			要介護3	848 単位																	
			要介護4	901 単位																	
			要介護5	953 単位																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	631 単位																	
			要介護2	663 単位																	
			要介護3	926 単位																	
			要介護4	977 単位																	
			要介護5	1,031 単位																	
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>[基本型]	要介護1	636 単位									1日につき +240単位								
			要介護2	683 単位																	
			要介護3	948 単位																	
			要介護4	1,003 単位																	
			要介護5	1,056 単位																	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>[在宅強化型]	要介護1	696 単位																	
			要介護2	683 単位																	
			要介護3	1,048 単位																	
			要介護4	1,106 単位																	
			要介護5	1,162 単位																	
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室的多床室>[基本型]	要介護1	636 単位																	
			要介護2	683 単位																	
			要介護3	948 単位																	
			要介護4	1,003 単位																	
			要介護5	1,056 単位																	
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室的多床室>[在宅強化型]	要介護1	696 単位																	
			要介護2	683 単位																	
			要介護3	1,048 単位																	
			要介護4	1,106 単位																	
			要介護5	1,162 単位																	
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室>[療養型]	要介護1	795 単位																	
			要介護2	1,043 単位																	
			要介護3	1,164 単位																	
			要介護4	1,242 単位																	
			要介護5	1,319 単位																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>[療養型]	要介護1	795 単位																	
			要介護2	1,043 単位																	
			要介護3	1,164 単位																	
			要介護4	1,242 単位																	
			要介護5	1,319 単位																	
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室>[療養型]	要介護1	795 単位																	
			要介護2	1,047 単位																	
			要介護3	1,165 単位																	
			要介護4	1,213 単位																	
			要介護5	1,261 単位																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>[療養型]	要介護1	795 単位																	
			要介護2	1,047 単位																	
			要介護3	1,165 単位																	
			要介護4	1,213 単位																	
			要介護5	1,261 単位																	
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1	818 単位																	
			要介護2	866 単位																	
			要介護3	928 単位																	
			要介護4	983 単位																	
			要介護5	1,036 単位																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>	要介護1	818 単位																	
			要介護2	866 単位																	
			要介護3	928 単位																	
			要介護4	983 単位																	
			要介護5	1,036 単位																	
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			568 単位									1日につき +240単位				1日につき +60単位	1日につき +60単位 (要介護4・5に限る)			
	(二) 4時間以上6時間未満			847 単位																	
	(三) 6時間以上8時間未満			1,296 単位																	

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	1日につき 27単位を加算
	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	1日につき 57単位を加算
(4) 総合医学管理加算		利用中に1日を限度に、1日につき275単位を加算
(5) 口腔連携強化加算		1回につき 50単位を加算(月に1回を限度)
(6) 療養食加算		1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき 3単位を加算
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき 4単位を加算
(8) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定 療養型老健の場合 1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定
	(二) 特定治療	
(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき 100単位を加算
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき 10単位を加算
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき 22単位を加算
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき 18単位を加算
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 6単位を加算
(11) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×39/1000
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×29/1000
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき +所定単位×16/1000
(12) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×31/1000
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×17/1000
(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき +所定単位×8/1000

注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

:「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や不測の事態が発生した場合に、当該事業所の利用者の生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該事業所の利用者の継続的な介護サービスの提供を確保する観点から、当該事業所の利用者に対する適切

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数（20/100を乗じて得た数未満 又は	注 個別の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に（0/100を乗じて得た数未満である場合	注 個別の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に（0/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 感染症対策未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 医師経過措置減算	注 夜勤務条件減算	注 医師の配置について医療法施行規則第43条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 看取り介護加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(i) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1	723 単位	1日につき −25単位	×70/100	×70/100	×90/100	1日につき −12単位	×90/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	病院療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護(I) +22単位 夜間勤務等看護(II) +14単位 夜間勤務等看護(III) +14単位 夜間勤務等看護(IV) +7単位	1日につき +200単位（7日間を限度）	1日につき +90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2	830 単位																	
			要介護3	1,064 単位																	
			要介護4	1,143 単位																	
			要介護5	1,253 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1	753 単位																	
			要介護2	866 単位																	
			要介護3	1,100 単位																	
			要介護4	1,179 単位																	
			要介護5	1,306 単位																	
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1	742 単位																	
			要介護2	854 単位																	
			要介護3	1,084 単位																	
			要介護4	1,163 単位																	
			要介護5	1,288 単位																	
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞	要介護1	831 単位																	
			要介護2	941 単位																	
			要介護3	1,173 単位																	
			要介護4	1,271 単位																	
			要介護5	1,362 単位																	
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(v) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1	867 単位																	
			要介護2	980 単位																	
			要介護3	1,216 単位																	
			要介護4	1,320 単位																	
			要介護5	1,421 単位																	
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1	855 単位																	
			要介護2	966 単位																	
			要介護3	1,206 単位																	
			要介護4	1,307 単位																	
			要介護5	1,399 単位																	
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1	666 単位																	
			要介護2	773 単位																	
			要介護3	933 単位																	
			要介護4	1,006 単位																	
			要介護5	1,127 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1	681 単位																	
			要介護2	792 単位																	
			要介護3	955 単位																	
			要介護4	1,111 単位																	
			要介護5	1,154 単位																	
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞	要介護1	775 単位																	
			要介護2	884 単位																	
			要介護3	1,042 単位																	
			要介護4	1,136 単位																	
			要介護5	1,237 単位																	
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1	795 単位																	
			要介護2	905 単位																	
			要介護3	1,066 単位																	
			要介護4	1,164 単位																	
			要介護5	1,266 単位																	
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1	642 単位																	
			要介護2	754 単位																	
			要介護3	894 単位																	
			要介護4	1,000 単位																	
			要介護5	1,100 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	754 単位																	
			要介護2	864 単位																	
			要介護3	1,016 単位																	
			要介護4	1,110 単位																	
			要介護5	1,211 単位																	
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1	732 単位																	
			要介護2	841 単位																	
			要介護3	992 単位																	
			要介護4	1,081 単位																	
			要介護5	1,172 単位																	
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	843 単位																	
			要介護2	953 単位																	
			要介護3	1,101 単位																	
			要介護4	1,193 単位																	
			要介護5	1,283 単位																	
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii) 看護＜8:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1	732 単位																	
			要介護2	841 単位																	
			要介護3	990 単位																	
			要介護4	1,041 単位																	
			要介護5	1,130 単位																	
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	843 単位																	
			要介護2	953 単位																	
			要介護3	1,099 単位																	
			要介護4	1,140 単位																	
			要介護5	1,242 単位																	
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(i) ＜ユニット型個室＞		要介護1	656 単位		×70/100	×70/100	×90/100		×90/100											
			要介護2	763 単位																	
			要介護3	1,197 単位																	
			要介護4	1,296 単位																	
			要介護5	1,385 単位																	
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1	685 単位																	
			要介護2	798 単位																	
			要介護3	1,252 単位																	
			要介護4	1,345 単位																	
			要介護5	1,438 単位																	
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1	674 単位																	
			要介護2	785 単位																	
			要介護3	1,235 単位																	
			要介護4	1,328 単位																	
			要介護5	1,419 単位																	
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(i) ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	656 単位																	
			要介護2	763 単位																	
			要介護3	1,197 単位																	
			要介護4	1,296 単位																	
			要介護5	1,385 単位																	
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	685 単位																	
			要介護2	798 単位																	
			要介護3	1,252 単位																	
			要介護4	1,345 単位																	
			要介護5	1,438 単位																	
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	674 単位																	
			要介護2	785 単位																	
			要介護3	1,235 単位																	
			要介護4	1,328 単位																	
			要介護5	1,419 単位																	
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞		要介護1	656 単位																	
			要介護2	763 単位																	
			要介護3	1,105 単位																	
			要介護4	1,145 単位																	
			要介護5	1,284 単位																	
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	656 単位																	
			要介護2	763 単位																	
			要介護3	1,105 単位																	
			要介護4	1,145 単位																	
			要介護5	1,284 単位																	
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		484 単位																	
		(二) 4時間以上6時間未満		946 単位																	
		(三) 6時間以上8時間未満		1,416 単位																	

(6) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度）)
(7) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）)
(8) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)　(1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II)　(1日につき 4単位を加算)
(9) 特定診療費	
(10) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I)　(1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(II)　(1月につき 10単位を加算)
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)　(1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II)　(1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III)　(1日につき 6単位を加算)
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)　(1月につき +所定単位×16/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II)　(1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III)　(1月につき +所定単位×10/1000) 注 所定単位は、(1) から (11) までにより算定した単位数の合計
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)　(1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)　(1月につき +所定単位×11/1000) 注 所定単位は、(1) から (11) までにより算定した単位数の合計
(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000) 注 所定単位は、(1) から (11) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	705 単位	×70/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき ＋200単位 （7日間を限度）	1日につき ＋90単位 （7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2	756 単位											
			要介護3	806 単位											
			要介護4	857 単位											
			要介護5	908 単位											
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	732 単位											
			要介護2	786 単位											
			要介護3	839 単位											
			要介護4	893 単位											
			要介護5	946 単位											
		c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	723 単位											
			要介護2	775 単位											
			要介護3	827 単位											
			要介護4	879 単位											
			要介護5	932 単位											
		d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）<多床室>	要介護1	813 単位											
			要介護2	864 単位											
			要介護3	916 単位											
			要介護4	965 単位											
			要介護5	1,016 単位											
		e 診療所短期入所療養介護費（ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	847 単位											
			要介護2	901 単位											
			要介護3	954 単位											
			要介護4	1,006 単位											
			要介護5	1,059 単位											
		f 診療所短期入所療養介護費（ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	835 単位											
			要介護2	888 単位											
			要介護3	941 単位											
			要介護4	992 単位											
			要介護5	1,045 単位											
	(二) 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	624 単位											
			要介護2	670 単位											
			要介護3	715 単位											
			要介護4	762 単位											
			要介護5	807 単位											
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1	734 単位											
			要介護2	779 単位											
			要介護3	825 単位											
			要介護4	871 単位											
			要介護5	917 単位											
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1	835 単位											
			要介護2	887 単位											
			要介護3	937 単位											
			要介護4	988 単位											
			要介護5	1,039 単位											
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	864 単位											
			要介護2	916 単位											
			要介護3	970 単位											
			要介護4	1,022 単位											
			要介護5	1,076 単位											
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	854 単位											
			要介護2	907 単位											
			要介護3	959 単位											
			要介護4	1,010 単位											
			要介護5	1,062 単位											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1	835 単位											
			要介護2	887 単位											
			要介護3	937 単位											
			要介護4	988 単位											
			要介護5	1,039 単位											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	864 単位											
			要介護2	918 単位											
			要介護3	970 単位											
			要介護4	1,022 単位											
			要介護5	1,076 単位											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	854 単位											
			要介護2	907 単位											
			要介護3	959 単位											
			要介護4	1,010 単位											
			要介護5	1,062 単位											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		684 単位										1日につき ＋60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満		948 単位											
		(三) 6時間以上8時間未満		1,316 単位											

(4) 口腔連携強化加算	（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））	
(5) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）	
(7) 特定診療費		
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき 100単位を加算）	
	(二) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき 10単位を加算）	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）	
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×10／1000）	
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×11／1000）	
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×5／1000）	注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤職員配置加算	注 夜間勤務条件基本減算	注 療養室の面積が定員1人当たり8.0㎡未満の場合	注	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場合（ユニット毎に専従の常勤の介護職員等が配置されていない場合を含む）	注 緊急短期入所受入加算	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定しない場合	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定する	注 療養環境の基準（療養室・ラウンジ）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室・ラウンジ）を満たさない場合	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）を算定する基準の区分による加算	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定する区分による加算	注 緊急短期入所受入加算	注 老年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して適切な行う場合
① Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	728 単位															
			要介護2	802 単位															
			要介護3	875 単位															
			要介護4	949 単位															
			要介護5	1,023 単位															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	804 単位															
			要介護2	1,000 単位															
			要介護3	1,196 単位															
			要介護4	1,392 単位															
			要介護5	1,588 単位															
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1	764 単位															
			要介護2	838 単位															
			要介護3	911 単位															
			要介護4	985 単位															
			要介護5	1,059 単位															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	840 単位															
			要介護2	936 単位															
			要介護3	1,132 単位															
			要介護4	1,328 単位															
			要介護5	1,524 単位															
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	要介護1	724 単位															
			要介護2	796 単位															
			要介護3	869 単位															
			要介護4	941 単位															
			要介護5	1,013 単位															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	要介護1	796 単位															
			要介護2	892 単位															
			要介護3	1,082 単位															
			要介護4	1,271 単位															
			要介護5	1,460 単位															
② Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	738 単位															
			要介護2	812 単位															
			要介護3	885 単位															
			要介護4	959 単位															
			要介護5	1,033 単位															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	814 単位															
			要介護2	910 単位															
			要介護3	1,102 単位															
			要介護4	1,293 単位															
			要介護5	1,484 単位															
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1	734 単位															
			要介護2	807 単位															
			要介護3	881 単位															
			要介護4	954 単位															
			要介護5	1,028 単位															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	810 単位															
			要介護2	905 単位															
			要介護3	1,096 単位															
			要介護4	1,287 単位															
			要介護5	1,478 単位															
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	要介護1	724 単位															
			要介護2	796 単位															
			要介護3	869 単位															
			要介護4	941 単位															
			要介護5	1,013 単位															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	要介護1	796 単位															
			要介護2	892 単位															
			要介護3	1,082 単位															
			要介護4	1,271 単位															
			要介護5	1,460 単位															
③ 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1	747 単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100		−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −25単位	1日につき −25単位	2日につき 夜間勤務等看護（Ⅰ） +22単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） +5単位	2日につき +30単位 ※日単位を限度	1日につき +9単位 （1日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2	824 単位															
			要介護3	901 単位															
			要介護4	978 単位															
			要介護5	1,055 単位															
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<多床室>	要介護1	817 単位															
			要介護2	914 単位															
			要介護3	1,108 単位															
			要介護4	1,302 単位															
			要介護5	1,496 単位															
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1	737 単位															
			要介護2	814 単位															
			要介護3	891 単位															
			要介護4	968 単位															
			要介護5	1,045 単位															
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<多床室>	要介護1	810 単位															
			要介護2	907 単位															
			要介護3	1,096 単位															
			要介護4	1,286 単位															
			要介護5	1,475 単位															
④ ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	811 単位				×97／100											
			要介護2	1,024 単位															
			要介護3	1,238 単位															
			要介護4	1,451 単位															
			要介護5	1,664 単位															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	814 単位															
			要介護2	1,024 単位															
			要介護3	1,238 単位															
			要介護4	1,451 単位															
			要介護5	1,664 単位															
	(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	804 単位				×90／100											
			要介護2	1,014 単位															
			要介護3	1,224 単位															
			要介護4	1,435 単位															
			要介護5	1,645 単位															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	804 単位															
			要介護2	1,014 単位															
			要介護3	1,224 単位															
			要介護4	1,435 単位															
			要介護5	1,645 単位															
⑤ ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1	649 単位															
			要介護2	819 単位															
			要介護3	990 単位															
			要介護4	1,161 単位															
			要介護5	1,331 単位															
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	649 単位															
			要介護2	819 単位															
			要介護3	990 単位															
			要介護4	1,161 単位															
			要介護5	1,331 単位															
⑥ ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	838 単位				×90／100											
			要介護2	1,042 単位															
			要介護3	1,232 単位															
			要介護4	1,423 単位															
			要介護5	1,613 単位															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	838 単位															
			要介護2	1,042 単位															
			要介護3	1,232 単位															
			要介護4	1,423 単位															
			要介護5	1,613 単位															
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	827 単位															
			要介護2	1,029 単位															
			要介護3	1,216 単位															
			要介護4	1,404 単位															
			要介護5	1,592 単位															
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	827 単位															
			要介護2	1,029 単位															
			要介護3	1,216 単位															
			要介護4	1,404 単位															
			要介護5	1,592 単位															
⑦ 特定介護医療院短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満	684 単位														1日につき +60単位	
			(二) 4時間以上8時間未満	845 単位															
			(三) 8時間以上9時間未満	1,014 単位															

(1) 口腔連携強化加算	1回につき 52単位を加算（1月に1回を限度）
(2) 療養食加算	1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）
(1-1) 緊急時施設診療費	緊急時治療管理 1月に1回（14日を限度）に1日につき511単位を算定 特定治療
(1-2) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3単位を加算 (二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4単位を加算
(1-3) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） 要介護1・2 1日につき140単位を加算 要介護3・4・5 1日につき240単位を加算 (二) 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） 要介護1・2 1日につき200単位を加算 要介護3・4・5 1日につき100単位を加算
(1-4) 特別診療費（※2）	
(1-6) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1月につき 100単位を加算 (二) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10単位を加算
(1-9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22単位を加算 (二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18単位を加算 (三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6単位を加算
(1-0) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×16／1000 (二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×19／1000 (三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×10／1000 所定単位は、(1) から (1-0) までにより算定した単位数の合計
(1-1) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×15／1000 (二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×11／1000 所定単位は、(1) から (1-1) までにより算定した単位数の合計
(1-2) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×5／1000 所定単位は、(1) から (1-2) までにより算定した単位数の合計
	：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3) 及び (6) を適用する場合には、(※2) を適用しない。
※ 長期療養生活移行加算については、令和6年6月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害への対策の強化等及び計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月1日を算定日数。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入居継続支援加算（Ⅰ）	注 入居継続支援加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 夜間看護体制加算（Ⅰ）	注 夜間看護体制加算（Ⅱ）	注 看取り介護加算	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	注 医療連携強化加算	注 重度者等特別入所者受入加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1 （ 582 単位）	×70／100		－10／100	－1／100	－1／100	1日につき＋36単位	1日につき＋22単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	1日につき＋12単位	1日につき＋20単位	1月につき＋30単位	1月につき＋60単位	1日につき＋11単位	1月につき＋3単位	1日につき＋120単位	医療・介護ともに体制が整っていない場合、または医療・介護ともに連携していない場合 1月につき＋3.6単位	中重度の医療的ケアを受ける利用者の受入れ体制が整っている場合 1月につき＋49単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位			
	要介護2 （ 661 単位）																								
	要介護3 （ 675 単位）																								
	要介護4 （ 746 単位）																								
	要介護5 （ 813 単位）																								
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 246単位）			×70／100		－1／100	－1／100																	1日につき＋20単位	・訪問介護 ・身体介護　所要時間15分未満の場合 53単位 所要時間15分以上30分未満の場合 120単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 254単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 84単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 548単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 84単位を加算した単位数 ・生活援助　所要時間15分未満の場合 46単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 92単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに 46単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 214単位 所要時間1時間15分以上の場合 258単位 ・通院等乗降介助　1回につき 97単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与に同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき 8 ※）	要介護1 （ 582 単位）	×70／100													1日につき＋11単位	1日につき＋3単位	1日につき＋120単位								
	要介護2 （ 661 単位）																								
	要介護3 （ 675 単位）																								
	要介護4 （ 746 単位）																								
	要介護5 （ 813 単位）																								

ニ 通院・通所時連携加算（イを算定する場合のみ算定）	1日につき 30単位を加算。
ホ 退院時情報連携加算（イを算定する場合のみ算定）	250単位
ヘ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	
① 看取り介護加算（Ⅰ）	（1） 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72単位を加算。
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144単位を加算。
	（3） 死亡日以前2日又は3日 1日につき 680単位を加算。
	（4） 死亡日 1日につき 1,280単位を加算。
② 看取り介護加算（Ⅱ）	（1） 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 572単位を加算。
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 644単位を加算。
	（3） 死亡日以前2日又は3日 1日につき 1180単位を加算。
	（4） 死亡日 1日につき 1780単位を加算。
ト 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3単位を加算。
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4単位を加算。
チ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1日につき 10単位を加算。
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき 3単位を加算。
リ 新興感染症等施設療養費	1月に1回、連続する5日を限度に 240単位を算定。
ヌ 生産性向上推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1月につき 100単位を加算。
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10単位を加算。
ル サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22単位を加算。
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18単位を加算。
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6単位を加算。
ヲ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×82／1000
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×60／1000
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×33／1000
	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×18／1000
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×12／1000
	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×15／1000
	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額　要介護1　16,355単位
　　要介護2　18,362単位
　　要介護3　20,490単位
　　要介護4　22,435単位
　　要介護5　24,533単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害時及び高齢者の事業及び介護保険に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで算定可能。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 身体拘束廃止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費（現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす	－1／100	－1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（端数は切捨て）（100／100を限度）	交通費に相当する額の1／10に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（端数は切捨て）（100／100を限度）	交通費に相当する額の1／10に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（端数は切捨て）（100／100を限度）
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
　自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和6年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分					注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費（1月につき）	(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）	(一)　居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	（1,086単位）	－1／100	－1／100	×95／100	（運営基準減算の場合）×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合）算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき－200単位
			要介護3・4・5	（1,411単位）								
		(二)　居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	（544単位）								
			要介護3・4・5	（704単位）								
		(三)　居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	（326単位）								
			要介護3・4・5	（422単位）								
	(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）	(一)　居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	（1,086単位）					＋15／100	＋10／100		
			要介護3・4・5	（1,411単位）								
		(二)　居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	（527単位）								
			要介護3・4・5	（683単位）								
		(三)　居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	（316単位）								
			要介護3・4・5	（410単位）								

ロ　初回加算		（1月につき　＋300単位）
ハ　特定事業所加算	(1)　特定事業所加算（Ⅰ）	（1月につき　＋519単位）
	(2)　特定事業所加算（Ⅱ）	（1月につき　＋421単位）
	(3)　特定事業所加算（Ⅲ）	（1月につき　＋323単位）
	(4)　特定事業所加算（A）	（1月につき　＋114単位）
ニ　特定事業所医療介護連携加算		（1月につき　＋125単位）
ホ　入院時情報連携加算	(1)　入院時情報連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋250単位）
	(2)　入院時情報連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
ヘ　退院・退所加算 （入院または入所期間中1回を限度に算定）	(1)　退院・退所加算（Ⅰ）イ	（＋450単位）
	(2)　退院・退所加算（Ⅰ）ロ	（＋600単位）
	(3)　退院・退所加算（Ⅱ）イ	（＋600単位）
	(4)　退院・退所加算（Ⅱ）ロ	（＋750単位）
	(5)　退院・退所加算（Ⅲ）	（＋900単位）
ト　通院時情報連携加算		（1月につき　＋50単位）
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算		（1月に2回を限度に　＋200単位）
リ　ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	（＋400単位）

※居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 準ユニットケア加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅲ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症専門医による診療指導が月2回以上行われている場合	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による診療指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	注 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき ＋36単位 1日につき ＋46単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 4単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 22単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 13単位 1日につき 入所定員30人以上50人以下 27単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 18単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 28単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 16単位 1日につき 入所定員30人以上50人以下 33単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 21単位	1日につき ＋5単位	1月につき ＋100単位 （3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋120単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋5単位	1日につき ＋26単位	1日につき ＋41単位

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	（1） 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	589単位	
		要介護2	659単位	
		要介護3	732単位	
		要介護4	802単位	
		要介護5	871単位	
	（2） 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	589単位	
		要介護2	659単位	
		要介護3	732単位	
		要介護4	802単位	
		要介護5	871単位	
	（2） 経過的小規模介護福祉施設サービス費	（一） 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	624単位
			要介護2	792単位
			要介護3	865単位
			要介護4	937単位
			要介護5	968単位
		（二） 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	624単位
			要介護2	792単位
			要介護3	865単位
			要介護4	937単位
			要介護5	968単位
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	（1） ユニット型介護福祉施設サービス費	（一） ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室>	要介護1	670単位
			要介護2	740単位
			要介護3	813単位
			要介護4	886単位
			要介護5	955単位
		（二） 経過的ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	670単位
			要介護2	740単位
			要介護3	813単位
			要介護4	886単位
			要介護5	955単位
	（2） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	（一） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	758単位
			要介護2	836単位
			要介護3	918単位
			要介護4	977単位
			要介護5	1,043単位
		（二） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型個室的多床室>	要介護1	758単位
			要介護2	836単位
			要介護3	918単位
			要介護4	977単位
			要介護5	1,043単位

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算 （1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時栄養情報連携加算 （1月につき1回を限度として、70単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 退所時等相談援助加算	
（1） 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
（3） 退所時相談援助加算 （入所者1人につき1回を限度として、400単位を算定）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
（4） 退所者連携加算 （入所者1人につき1回を限度として、500単位を算定）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
（5） 退所時情報提供加算 （入所者1人につき1回を限度として、250単位を算定）	注 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合
ト 協力医療機関連携加算	（1） 前回・前々回を行った施設を契約保留、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算） 注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定。
（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）	
チ 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 （1日につき 28単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算） 注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算） 注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない
ル 口腔衛生管理加算	（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）
	（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算） 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ヲ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
ワ 特別通院送迎加算 （1月につき 594単位を加算）	
カ 配置医師緊急時対応加算	（1） 配置医師と勤務時間外の場合 （1回につき 325単位を加算）
	（2） 早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）
	（3） 深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）
タ 看取り介護加算	（1） 看取り介護加算（Ⅰ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）
	（4） 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）
	（2） 看取り介護加算（Ⅱ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）
	（4） 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）
レ 在宅復帰支援機能加算 （1日につき 10単位を加算）	
ソ 在宅・入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）	
ツ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）
ネ 認知症チームケア推進加算	（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）
	（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ラ 褥瘡マネジメント加算	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）
ム 排せつ支援加算	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）
ウ 自立支援促進加算 （1月につき 280単位を加算）	
ノ 科学的介護推進体制加算	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）
オ 安全対策体制加算 （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）
ケ 新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定）	
コ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）
サ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）
シ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83／1000） 注 所定単位は、イから注までにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）
ス 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×27／1000） 注 所定単位は、イから注までにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）
セ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×16／1000） 注 所定単位は、イから注までにより算定した単位数の合計

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 人所者の数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅲ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜従来型個室＞［基本型］	要介護1	737 単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−18／18Ｄ	1日につき −5単位	−1／18Ａ	−3／18Ｂ	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +218単位	1日につき +151単位	1日につき +246単位（週1日を限度）	1日につき +171単位（週1日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +1単位	
			要介護2	763 単位																		
			要介護3	828 単位																		
			要介護4	853 単位																		
			要介護5	932 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜従来型個室＞［在宅強化型］	要介護1	786 単位																		1日につき +1単位
			要介護2	863 単位																		
			要介護3	928 単位																		
			要介護4	985 単位																		
			要介護5	1040 単位																		
		(三) 介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜多床室＞［基本型］	要介護1	793 単位																	1日につき +1単位	
			要介護2	843 単位																		
			要介護3	908 単位																		
			要介護4	961 単位																		
			要介護5	1012 単位																		
		(四) 介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜多床室＞［在宅強化型］	要介護1	871 単位																		1日につき +1単位
			要介護2	947 単位																		
			要介護3	1014 単位																		
			要介護4	1072 単位																		
			要介護5	1125 単位																		
	(2) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	758 単位																		
			要介護2	843 単位																		
			要介護3	950 単位																		
			要介護4	1041 単位																		
			要介護5	1117 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	839 単位																		
			要介護2	924 単位																		
			要介護3	1044 単位																		
			要介護4	1121 単位																		
			要介護5	1197 単位																		
	(3) 介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健 看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	758 単位																		
			要介護2	837 単位																		
			要介護3	931 単位																		
			要介護4	1013 単位																		
			要介護5	1089 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	839 単位																		
			要介護2	918 単位																		
			要介護3	1016 単位																		
			要介護4	1092 単位																		
			要介護5	1170 単位																		
	(4) 介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜特別介護保健施設サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	703 単位																		
			要介護2	746 単位																		
			要介護3	812 単位																		
			要介護4	865 単位																		
			要介護5	913 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1	777 単位																		
			要介護2	826 単位																		
			要介護3	889 単位																		
			要介護4	941 単位																		
			要介護5	991 単位																		
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞［基本型］	要介護1	802 単位																	1日につき +1単位	
			要介護2	846 単位																		
			要介護3	913 単位																		
			要介護4	968 単位																		
			要介護5	1018 単位																		
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型個室＞［在宅強化型］	要介護1	876 単位																		1日につき +1単位
			要介護2	952 単位																		
			要介護3	1018 単位																		
			要介護4	1077 単位																		
			要介護5	1130 単位																		
		(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室的多床室＞［基本型］	要介護1	802 単位																	1日につき +1単位	
			要介護2	846 単位																		
			要介護3	913 単位																		
			要介護4	968 単位																		
			要介護5	1018 単位																		
		(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞［在宅強化型］	要介護1	876 単位																		1日につき +1単位
			要介護2	952 単位																		
			要介護3	1018 単位																		
			要介護4	1077 単位																		
			要介護5	1130 単位																		
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健 看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	928 単位																		
			要介護2	1014 単位																		
			要介護3	1130 単位																		
			要介護4	1209 単位																		
			要介護5	1287 単位																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞［療養型］	要介護1	928 単位																		
			要介護2	1014 単位																		
			要介護3	1130 単位																		
			要介護4	1209 単位																		
			要介護5	1287 単位																		
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健 看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	928 単位																		
			要介護2	1007 単位																		
			要介護3	1104 単位																		
			要介護4	1181 単位																		
			要介護5	1259 単位																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞［療養型］	要介護1	928 単位																		
			要介護2	1007 単位																		
			要介護3	1104 単位																		
			要介護4	1181 単位																		
			要介護5	1259 単位																		
	(4) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護保健施設サービス費＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	786 単位																		
			要介護2	832 単位																		
			要介護3	894 単位																		
			要介護4	946 単位																		
			要介護5	997 単位																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	786 単位																		
			要介護2	832 単位																		
			要介護3	894 単位																		
			要介護4	946 単位																		
			要介護5	997 単位																		

注 外泊時費用

注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合	1日につき 72単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 80単位を加算
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	1日につき 160単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 160単位を加算
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	1日につき 340単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 850単位を加算
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合	1日につき 1,680単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 1,700単位を加算

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	1日につき 27単位を加算	
	ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	1日につき 57単位を加算	
ハ 初期加算	（1） 初期加算（Ⅰ）	1日につき 15単位を加算	
	（2） 初期加算（Ⅱ）	1日につき 30単位を加算	
ニ 退所時栄養連携加算（※2）	1月につき1回を限度として70単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算 （※2）	入所者1人につき1回を限度として200単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） （※2）	在宅強化型の場合	1回につき 450単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	1回につき 450単位を加算	
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） （※2）	在宅強化型の場合	1回につき 480単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	1回につき 480単位を加算	
ト 退所時等支援等加算 （※2）	（1） 退所時等支援加算	（一） 試行的退所時指導加算 （400単位）	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		（二） 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算（Ⅰ） （500単位）	注 在宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		退所後情報提供加算（Ⅱ） （250単位）	注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		（三） 入退所前連携加算（Ⅰ） （600単位）	注 居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		（四） 入退所前連携加算（Ⅱ） （400単位）	
	（2） 訪問看護指示加算	入所者1人につき1回を限度として300単位を算定	
チ 協力医療機関連携加算	（1） 協力医療機関（特定機能病院、緊急時に入院を受け入れる施設を確保している協力医療機関）と連携している場合	1月につき 50単位を加算	注 令和7年3月31日までの間は150単位を算定
	（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合	1月につき 5単位を加算	
リ 栄養マネジメント強化加算	1日につき 11単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算 （※2）	1日につき 28単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算 （※2）	（1） 経口維持加算（Ⅰ）	1月につき 400単位を加算	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ）	1月につき 100単位を加算	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算 （※2）	（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき 90単位を加算	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき 110単位を加算	
ワ 療養食加算	1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度）		
カ 在宅復帰支援機能加算	療養型老健に限り1日につき 10単位を加算		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算 （※2）	（1） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 入所者1人につき1回を限度として140単位を加算	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 入所者1人につき1回を限度として70単位を加算	
	（2） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	入所者1人につき1回を限度として240単位を加算	
	（3） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	入所者1人につき1回を限度として100単位を加算	
タ 緊急時施設療養費	（1） 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定	
		療養型老健の場合 1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定	
	（2） 特定治療		
レ 所定疾患施設療養費 （※2）	（1） 所定疾患施設療養費（Ⅰ）	1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定	
	（2） 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定	
ソ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算	
ツ 認知症チームケア推進加算	（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき 150単位を加算	
	（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき 120単位を加算	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	入所後7日に限り 1日につき200単位を加算	
	療養型老健の場合	入所後7日に限り 1日につき200単位を加算	
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 （※2）	（1） リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	1月につき 53単位を加算	
	（2） リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	1月につき 33単位を加算	
ラ 褥瘡マネジメント加算 （※2） （イ（1）、ロ（1）を算定する場合のみ算定）	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき 3単位を加算	
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき 13単位を加算	
ム 排せつ支援加算 （※2）	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算	
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき 15単位を加算	
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき 20単位を加算	
ウ 自立支援促進加算（※2）	1月につき 300単位を加算		
ヰ 科学的介護推進体制加算（※2）	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 40単位を加算	
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 60単位を加算	
ノ 安全対策体制加算（※2）	入所者1人につき1回を限度として20単位を算定		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算	
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき 5単位を加算	
ク 新興感染症等施設療養費	1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定		
ヤ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位を加算	
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位を加算	
マ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算	
ケ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×39／1000	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×29／1000	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×16／1000	
フ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×21／1000	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×17／1000	
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×8／1000		注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる入員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ（4）及びロ（4）を適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害が生じた際の施設の業務継続のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所者の定員を超える場合	又は 医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	安全管理体制未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	栄養管理の基準を満たさない場合	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算
				注				注	注	注	注	注	注	注		注	注
イ Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	721 単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき ＋120単位
			要介護2	832 単位													
			要介護3	1070 単位													
			要介護4	1172 単位													
			要介護5	1263 単位													
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	833 単位													
			要介護2	943 単位													
			要介護3	1182 単位													
			要介護4	1283 単位													
			要介護5	1375 単位													
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	711 単位													
			要介護2	820 単位													
			要介護3	1055 単位													
			要介護4	1155 単位													
			要介護5	1245 単位													
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	821 単位													
			要介護2	930 単位													
			要介護3	1165 単位													
			要介護4	1264 単位													
			要介護5	1355 単位													
	(3) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	694 単位													
			要介護2	804 単位													
			要介護3	1039 単位													
			要介護4	1138 単位													
			要介護5	1228 単位													
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	805 単位													
			要介護2	914 単位													
			要介護3	1148 単位													
			要介護4	1248 単位													
			要介護5	1338 単位													
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	675 単位													
			要介護2	771 単位													
			要介護3	981 単位													
			要介護4	1069 単位													
			要介護5	1149 単位													
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	786 単位													
			要介護2	883 単位													
			要介護3	1092 単位													
			要介護4	1181 単位													
			要介護5	1261 単位													
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	659 単位													
			要介護2	755 単位													
			要介護3	963 単位													
			要介護4	1053 単位													
			要介護5	1133 単位													
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	770 単位													
			要介護2	867 単位													
			要介護3	1075 単位													
			要介護4	1165 単位													
			要介護5	1245 単位													
	(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	648 単位													
			要介護2	743 単位													
			要介護3	952 単位													
			要介護4	1042 単位													
			要介護5	1121 単位													
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	759 単位													
			要介護2	855 単位													
			要介護3	1064 単位													
			要介護4	1154 単位													
			要介護5	1234 単位													
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	661 単位												1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	
			要介護2	763 単位													
			要介護3	988 単位													
			要介護4	1081 単位													
			要介護5	1168 単位													
		(二) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	764 単位													
			要介護2	869 単位													
			要介護3	1091 単位													
			要介護4	1186 単位													
			要介護5	1271 単位													
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	614 単位													
			要介護2	707 単位													
			要介護3	905 単位													
			要介護4	991 単位													
			要介護5	1066 単位													
		(二) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1	721 単位													
			要介護2	814 単位													
			要介護3	1012 単位													
			要介護4	1096 単位													
			要介護5	1172 単位													
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費<ユニット型個室>	要介護1	850 単位													
			要介護2	960 単位													
			要介護3	1199 単位													
			要介護4	1300 単位													
			要介護5	1392 単位													
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	850 単位													
			要介護2	960 単位													
			要介護3	1199 単位													
			要介護4	1300 単位													
			要介護5	1392 単位													
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費<ユニット型個室>	要介護1	840 単位													
			要介護2	948 単位													
			要介護3	1184 単位													
			要介護4	1283 単位													
			要介護5	1374 単位													
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	840 単位													
			要介護2	948 単位													
			要介護3	1184 単位													
			要介護4	1283 単位													
			要介護5	1374 単位													
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費<ユニット型個室>		要介護1	840 単位													
			要介護2	951 単位													
			要介護3	1173 単位													
			要介護4	1267 単位													
			要介護5	1353 単位													
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	849 単位													
			要介護2	951 単位													
			要介護3	1173 単位													
			要介護4	1267 単位													
			要介護5	1353 単位													
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費<ユニット型個室>	要介護1	798 単位													
			要介護2	901 単位													
			要介護3	1126 単位													
			要介護4	1220 単位													
			要介護5	1304 単位													
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	798 単位													
			要介護2	901 単位													
			要介護3	1126 単位													
			要介護4	1220 単位													
			要介護5	1304 単位													
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費<ユニット型個室>	要介護1	808 単位													
			要介護2	904 単位													
			要介護3	1114 単位													
			要介護4	1205 単位													
			要介護5	1284 単位													
		(二) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	808 単位													
			要介護2	904 単位													
			要介護3	1114 単位													
			要介護4	1205 単位													
			要介護5	1284 単位													

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算		〔1日につき ＋30単位〕
チ 退所時栄養情報連携加算（※2）		〔1月につき1回を限度として70単位を加算〕
リ 再入所時栄養連携加算 （※2）		〔入所者1人につき1回を限度として200単位を加算〕
ヌ 退所時指導等加算（※2）	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 〔入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定〕
		b 退所後訪問指導加算 〔退所後1回を限度に、460単位を算定〕
		c 退所時指導加算 〔400単位〕
		d 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算（Ⅰ） 〔500単位〕 退所時情報提供加算（Ⅱ） 〔250単位〕
		e 退所前連携加算 〔500単位〕
	(二) 訪問看護指示加算	〔入所者1人につき1回を限度として300単位算定〕
ル 協力医療機関連携加算		(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 〔1月につき 50単位を加算〕
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 〔1月につき 5単位を加算〕
ヲ 栄養マネジメント強化加算		〔1日につき 11単位を加算〕
ワ 経口移行加算 （※2）		〔1日につき 28単位を加算〕
カ 経口維持加算 （※2）	(一) 経口維持加算（Ⅰ）	〔1月につき 400単位を加算〕
	(二) 経口維持加算（Ⅱ）	〔1月につき 100単位を加算〕
タ 口腔衛生管理加算 （※2）	(一) 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	〔1月につき 90単位を加算〕
	(二) 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	〔1月につき 110単位を加算〕
レ 療養食加算		〔1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度）〕
ソ 在宅復帰支援機能加算 （※2）		〔1日につき 10単位を加算〕
ツ 特別診療費 （※2）		
ネ 緊急時施設診療費		ア 緊急時治療管理 〔1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定〕
		イ 特定治療
ナ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	〔1日につき 3単位を加算〕
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	〔1日につき 4単位を加算〕
ラ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	〔1月につき 150単位を加算〕
	(二) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	〔1月につき 120単位を加算〕
ム 認知症行動・心理症状緊急対応加算		〔入所後7日に限り 1日につき200単位を加算〕
ウ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	要介護1・2 〔1日につき140単位を加算〕 要介護3・4・5 〔1日につき40単位を加算〕
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	要介護1・2 〔1日につき200単位を加算〕 要介護3・4・5 〔1日につき100単位を加算〕
ヰ 排せつ支援加算 （※2）	(1) 排せつ支援加算（Ⅰ）	〔1月につき 10単位を加算〕
	(2) 排せつ支援加算（Ⅱ）	〔1月につき 15単位を加算〕
	(3) 排せつ支援加算（Ⅲ）	〔1月につき 20単位を加算〕
ノ 自立支援促進加算（※2）		〔1月につき 280単位を加算〕
オ 科学的介護推進体制加算（※2）	(1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	〔1月につき 40単位を加算〕
	(2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	〔1月につき 60単位を加算〕
ク 安全対策体制加算（※2）		〔入所者1人につき1回を限度として20単位を算定〕
ヤ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	〔1月につき 10単位を加算〕
	(2) 高齢者施設感染症対策向上加算（Ⅱ）	〔1月につき 5単位を加算〕
マ 新興感染症等施設療養費		〔1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定〕
ケ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	〔1月につき 100単位を加算〕
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	〔1月につき 10単位を加算〕
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	〔1日につき 22単位を加算〕
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	〔1日につき 18単位を加算〕
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	〔1日につき 6単位を加算〕
コ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	〔1月につき ＋所定単位×26／1000〕
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	〔1月につき ＋所定単位×19／1000〕
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	〔1月につき ＋所定単位×10／1000〕
サ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	〔1月につき ＋所定単位×15／1000〕
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	〔1月につき ＋所定単位×11／1000〕
シ 介護職員等ベースアップ等支援加算		〔1月につき ＋所定単位×5／1000〕

注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	
注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合	
注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合	
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。	
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
注所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計	
注所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計	
注所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：令和６年４月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費

2　介護予防訪問看護費

3　介護予防訪問リハビリテーション費

4　介護予防居宅療養管理指導費

5　介護予防通所リハビリテーション費

6　介護予防短期入所生活介護費

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ　(削除)

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

8　介護予防特定施設入居者生活介護費

9　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問入浴介護費　（1回につき　856単位）	－1／100	－1／100	×95／100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　初回加算	（1月につき　＋200単位）
ハ　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　＋3単位） （2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　＋4単位）
ニ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき　＋44単位） （2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき　＋36単位） （3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき　＋12単位）
ホ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×58／1000） （2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×42／1000） （3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×23／1000）
ヘ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×21／1000） （2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×15／1000）
ト　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×11／1000）

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：　「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数　－　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100
－○○／100　⇒　所定単位数　－　所定単位数×○○／100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （302単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	－5単位
	(2) 30分未満 （450単位）												
	(3) 30分以上1時間未満 （792単位）												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （1,087単位）												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （283単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （255単位）	×90／100				＋300単位					1月につき ＋315単位		
	(2) 30分未満 （381単位）												
	(3) 30分以上1時間未満 （552単位）												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （812単位）												

ハ 初回加算
（1月につき ＋300単位）

ニ 退院時共同指導加算
（1回につき ＋600単位）

ホ 看護体制強化加算 （1月につき ＋100単位）

ヘ サービス提供体制強化加算	
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	－50単位	－5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								

ロ 事業所評価加算
（1月につき 120単位を加算）

ハ サービス提供体制強化加算	
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （(2)以外）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （514単位）		＋15/100	＋10/100	＋5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （445単位）				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	(一) 単一建物居住者が1人に対して行う場合 （298単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （286単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （259単位）				
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （516単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （440単位）					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （565単位）	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （416単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （379単位）				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （517単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （378単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （341単位）				
		四 情報通信機器を用いて行う場合 （月1回を限度） （45単位）				
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （544単位）		＋15/100	＋10/100	＋5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （443単位）				
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （524単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （466単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （423単位）				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （361単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （325単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （294単位）					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5　介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ　介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）	病院又は診療所の場合	要支援1（2,053単位）	×70／100	×70／100	＋5／100	利用開始日の属する月から 6月以内 1月につき ＋562単位	＋240単位	－376単位	－20単位
		要支援2（3,999単位）						－752単位	－40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1（2,053単位）						－376単位	－20単位
		要支援2（3,999単位）						－752単位	－40単位
	介護医療院の場合	要支援1（2,053単位）						－376単位	－20単位
		要支援2（3,999単位）						－752単位	－40単位

ロ　運動器機能向上加算		（1月につき　225単位を加算）
ハ　栄養アセスメント加算		（1月につき　50単位を加算）
ニ　栄養改善加算		（1月につき　200単位を加算）
ホ　口腔・栄養スクリーニング加算	（1）　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（1回につき　20単位を加算（6月に1回を限度））
	（2）　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（1回につき　5単位を加算（6月に1回を限度））
ヘ　口腔機能向上加算	（1）　口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1月につき　150単位を加算）
	（2）　口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1月につき　160単位を加算）
ト　選択的サービス複数実施加算	（1）　選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善（1月につき　480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき　480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上（1月につき　480単位を加算）
	（2）　選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき　700単位を加算）
チ　事業所評価加算		（1月につき　120単位を加算）
リ　科学的介護推進体制加算		（1月につき　40単位を加算）
ヌ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1（1月につき　88単位を加算） 要支援2（1月につき　176単位を加算）
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1（1月につき　72単位を加算） 要支援2（1月につき　144単位を加算）
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1（1月につき　24単位を加算） 要支援2（1月につき　48単位を加算）

ル　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×47／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×34／1000）	
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋所定単位×19／1000）	
ヲ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×20／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	（2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×17／1000）	
ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×10／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6　介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注 連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ　介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1）　単独型介護予防短期入所生活介護費	（一）　単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要支援1 （479単位）	442単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	－1／100	－1／100	－1／100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92／100	1日につき＋13単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋56単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋184単位
			要支援2 （596単位）	548単位																
		（二）　単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要支援1 （479単位）	442単位																
			要支援2 （596単位）	548単位																
	（2）　併設型介護予防短期入所生活介護費	（一）　併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要支援1 （451単位）	442単位																
			要支援2 （561単位）	548単位																
		（二）　併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要支援1 （451単位）	442単位																
			要支援2 （561単位）	548単位																
ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1）　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室>	（一）　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要支援1 （561単位）	503単位																
			要支援2 （681単位）	623単位																
		（二）　経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要支援1 （561単位）	503単位																
			要支援2 （681単位）	623単位																
	（2）　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室>	（一）　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要支援1 （529単位）	503単位																
			要支援2 （656単位）	623単位																
		（二）　経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要支援1 （529単位）	503単位																
			要支援2 （656単位）	623単位																

ハ　口腔連携強化加算	（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ニ　療養食加算	（1回につき　8単位を加算（1日に3回を限度））
ホ　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき　3単位を加算） （2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき　4単位を加算）
ヘ　生産性向上推進体制加算	（1）　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき　100単位を加算） （2）　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき　10単位を加算）
ト　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき　22単位を加算） （2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき　18単位を加算） （3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき　6単位を加算）
チ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×83／1000） （2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×60／1000） （3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋所定単位×33／1000） 注　所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
リ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×27／1000） （2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×23／1000） 注　所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×16／1000） 注　所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合 又は	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>(基本型)	要支援1	579 単位	×97/100	×70/100	×70/100		−1/100	−1/100	−1/100	1日につき+24単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	1日につき+51単位		片道につき+184単位
			要支援2	726 単位														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<従来型個室>(在宅強化型)	要支援1	632 単位													1日につき+51単位	
			要支援2	778 単位														
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>(基本型)	要支援1	611 単位												1日につき+51単位		
			要支援2	774 単位														
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>(在宅強化型)	要支援1	672 単位													1日につき+51単位	
			要支援2	834 単位														
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>(療養型)	要支援1	583 単位														
			要支援2	730 単位														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>(療養型)	要支援1	622 単位														
			要支援2	785 単位														
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>(療養型)	要支援1	583 単位														
			要支援2	730 単位														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>(療養型)	要支援1	622 単位														
			要支援2	785 単位														
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1	564 単位														
			要支援2	711 単位														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	601 単位														
			要支援2	758 単位														
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>(基本型)	要支援1	624 単位				×97/100					1日につき+240単位			1日につき+51単位		
			要支援2	789 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室>(在宅強化型)	要支援1	682 単位													1日につき+51単位	
			要支援2	846 単位														
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室的多床室>(基本型)	要支援1	624 単位												1日につき+51単位		
			要支援2	789 単位														
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>(在宅強化型)	要支援1	682 単位													1日につき+51単位	
			要支援2	846 単位														
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>(療養型)	要支援1	653 単位														
			要支援2	817 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>(療養型)	要支援1	653 単位														
			要支援2	817 単位														
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>(療養型)	要支援1	653 単位														
			要支援2	817 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>(療養型)	要支援1	653 単位														
			要支援2	817 単位														
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1	611 単位														
			要支援2	770 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要支援1	611 単位														
			要支援2	770 単位														

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)

(3) 総合医学管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (月につき +所定単位×16/1000)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (月につき +所定単位×17/1000)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×8/1000)

注 所定単位は、(1)から(12)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(12)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(12)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	薬剤の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	薬剤の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	褥瘡対策未実施減算	感染症対策未実施減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（i） 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）＜従来型個室＞	要支援1（547）単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	1日につき −12単位	×90／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	病院療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護（I）＋23単位 夜間勤務等看護（II）＋14単位 夜間勤務等看護（III）＋14単位 夜間勤務等看護（IV）＋7単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2（686）単位																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ii）＜従来型個室＞	要支援1（576）単位																
			要支援2（716）単位																
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（iii）＜療養機能強化型B＞＜従来型個室＞	要支援1（566）単位																
			要支援2（706）単位																
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（iv）＜多床室＞	要支援1（606）単位																
			要支援2（767）単位																
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（v）＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要支援1（639）単位																
			要支援2（801）単位																
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（vi）＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要支援1（627）単位																
			要支援2（788）単位																
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（II） 看護<6:1>介護<5:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）＜従来型個室＞	要支援1（515）単位																
			要支援2（644）単位																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ii）＜療養機能強化型2＞＜従来型個室＞	要支援1（530）単位																
			要支援2（661）単位																
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（iii）＜多床室＞	要支援1（575）単位																
			要支援2（727）単位																
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（iv）＜療養機能強化型2＞＜多床室＞	要支援1（593）単位																
			要支援2（745）単位																
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（III） 看護<6:1>介護<6:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）＜従来型個室＞	要支援1（497）単位			×70／100	×90／100		×90／100										
			要支援2（621）単位																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ii）＜多床室＞	要支援1（559）単位																
			要支援2（705）単位																
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（I） 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（i）＜従来型個室＞	要支援1（557）単位																
			要支援2（695）単位																
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ii）＜多床室＞	要支援1（616）単位																
			要支援2（777）単位																
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（II） 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（i）＜従来型個室＞	要支援1（557）単位			×70／100	×90／100		×90／100										
			要支援2（695）単位																
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ii）＜多床室＞	要支援1（616）単位																
			要支援2（777）単位																
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）＜ユニット型個室＞		要支援1（632）単位																
			要支援2（796）単位																
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（II）＜療養機能強化型A＞＜ユニット型個室＞		要支援1（662）単位																
			要支援2（825）単位																
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（III）＜療養機能強化型B＞＜ユニット型個室＞		要支援1（652）単位																
			要支援2（815）単位																
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（632）単位																
			要支援2（796）単位																
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（II）＜療養機能強化型A＞＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（662）単位																
			要支援2（825）単位																
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（III）＜療養機能強化型B＞＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（652）単位																
			要支援2（815）単位																
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞		要支援1（632）単位																
			要支援2（796）単位																
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（632）単位																
			要支援2（796）単位																

(5) 口腔連携強化加算	(1回につき ＋50単位（1月に1回を限度）)
(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）)
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（I） (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算（II） (1日につき 4単位を加算)
(8) 特定診療費	
(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算（I） (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算（II） (1月につき 10単位を加算)
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（I） (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算（II） (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算（III） (1日につき 6単位を加算)
(11) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（I） (1月につき ＋所定単位×26／1000) (二) 介護職員処遇改善加算（II） (1月につき ＋所定単位×19／1000) (三) 介護職員処遇改善加算（III） (1月につき ＋所定単位×10／1000) 注 所定単位は、(1) から (10) までにより算定した単位数の合計
(12) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（I） (1月につき ＋所定単位×15／1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算（II） (1月につき ＋所定単位×11／1000) 注 所定単位は、(1) から (10) までにより算定した単位数の合計
(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×5／1000) 注 所定単位は、(1) から (10) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年1月11日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和4年5月11日まで算定可能。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (666 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)										
			要支援2 (693 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)										
			要支援2 (684 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (589 単位)										
			要支援2 (747 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)										
			要支援2 (780 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
			要支援2 (769 単位)										
	(二) 診療所 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
			要支援2 (588 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (537 単位)										
			要支援2 (678 単位)										
(2) ユニット型 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (616 単位)										
			要支援2 (775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (643 単位)										
			要支援2 (804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (634 単位)										
			要支援2 (793 単位)										
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (616 単位)										
			要支援2 (775 単位)										
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (643 単位)										
			要支援2 (804 単位)										
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (634 単位)										
			要支援2 (793 単位)										

(3) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(6) 特定診療費	
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数(120/100を乗じて得た数)未満の場合	夜勤のユニットケアをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	体制未整備減算	高齢者虐待防止体制未整備減算	看護補助体制加算未整備減算	療養環境の基準(縦7)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	新年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	803	単位	1日につき −25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき 夜間勤務等看護(ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(ⅳ) +‾単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位
			要支援2	741	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	866	単位														
			要支援2	827	単位														
	(二) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	591	単位														
			要支援2	731	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	654	単位														
			要支援2	815	単位														
	(三) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	575	単位														
			要支援2	715	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	636	単位														
			要支援2	798	単位														
(2) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	574	単位														
			要支援2	703	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	637	単位														
			要支援2	787	単位														
	(二) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	558	単位														
			要支援2	685	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	621	単位														
			要支援2	771	単位														
	(三) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	546	単位														
			要支援2	674	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	610	単位														
			要支援2	760	単位														
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	547	単位				×90/100										
			要支援2	679	単位														
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	606	単位														
			要支援2	759	単位														
	(二) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1	521	単位														
			要支援2	642	単位														
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1	581	単位														
			要支援2	724	単位														
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1	697	単位														
			要支援2	832	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1	687	単位														
			要支援2	852	単位														
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1	677	単位				×90/100										
			要支援2	841	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1	677	単位														
			要支援2	841	単位														
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要支援1	703	単位														
			要支援2	856	単位														
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>		要支援1	703	単位														
			要支援2	856	単位														
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1	643	単位				×90/100										
			要支援2	799	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1	643	単位														
			要支援2	799	単位														
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1	670	単位														
			要支援2	814	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1	670	単位														
			要支援2	814	単位														

(7) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(月に1回を限度))	
(8) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	ロ 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(11) 特別診療費 (※2)		
(12) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	
(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未整備減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日を算定月

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要支援1（ 183 単位） 要支援2（ 311 単位）	×70／100		－10／100	－1／100	－3／100
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき 57単位）		×70／100	－1／100	－1／100	－3／100

注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算		注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先となる指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1日につき＋120単位	短期・回復を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携していた場合 1月につき＋211単位	左記以外の協力医療機関と連携した場合 1月につき＋42単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位	1日につき＋20単位	指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1532単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 3064単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援2であるものに限る。） 3417単位 指定通所介護 ・要支援1 1531単位 ・要支援2 3294単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬額単位の 90／100 ニ.介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算の算定が可能 ホ.介護予防認知症対応型通所介護の個別機能訓練加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定が可能 ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業「「指定第一号訪問事業」」によるもの、がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業「「指定第一号通所事業」」によるもの、がある。

ハ. 退院時情報提供加算 （ロを算定する場合のみ算定）	（210単位）	
ニ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	（ⅰ）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（ⅱ）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
ヘ. 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）	
ト 生産性向上推進体制加算 （ロを算定する場合のみ算定）	（ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	（ⅱ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
チ. サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
リ. 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
ヌ. 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×12／1000）	
ル. 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針と災害時及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 特に厳格な管理を行う必要がある者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費（指に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	－1／100	－1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 100／100を限度	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 2／3を限度	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 1／3を限度

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）
※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和6年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防支援費 （1月につき）	（1）介護予防支援費（Ⅰ） （地域包括支援センターが行う場合） （442単位）	－1／100	－1／100			
	（2）介護予防支援費（Ⅱ） （指定居宅介護支援事業者が行う場合） （472単位）			＋15／100	＋10／100	＋5／100
ロ　初回加算	（1月につき　＋300単位）					
ハ　委託連携加算 （イ（1）を算定する場合のみ算定）	（＋300単位）					

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：令和６年４月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
1　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費
2　夜間対応型訪問介護費
2－2　地域密着型通所介護費
3　認知症対応型通所介護費
4　小規模多機能型居宅介護費
5　認知症対応型共同生活介護費
6　地域密着型特定施設入居者生活介護費
7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8　複合型サービス費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
1　介護予防認知症対応型通所介護費
2　介護予防小規模多機能型居宅介護費
3　介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分				注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 適所サービス利用時の調整（1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	(1)　訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,446 単位		−1／100	−1／100	−62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき −600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき −900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は（Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき ＋2000単位
		要介護2	9,720 単位				−111単位								
		要介護3	16,140 単位				−184単位								
		要介護4	20,417 単位				−233単位								
		要介護5	24,692 単位				−281単位								
	(2)　訪問看護サービスを行う場合	要介護1	7,946 単位	×98／100			−91単位								
		要介護2	12,413 単位				−141単位								
		要介護3	18,948 単位				−216単位								
		要介護4	23,358 単位				−266単位								
		要介護5	28,298 単位				−322単位								
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1	5,446 単位				−62単位								
		要介護2	9,720 単位				−111単位								
		要介護3	16,140 単位				−184単位								
		要介護4	20,417 単位				−233単位								
		要介護5	24,692 単位				−281単位								

ハ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費	（1月につき　989単位）
	定期巡回サービス費	（1回につき　372単位）
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	（1回につき　567単位）
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	（1回につき　764単位）

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ニ　初期加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1日につき　＋30単位）
ホ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能（イ(2)を算定する場合のみ算定）	（1回につき　＋600単位）
ヘ　総合マネジメント体制強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	(1)　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） （1月につき 1,200単位を加算）
	(2)　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） （1月につき 800単位を加算）
ト　生活機能向上連携加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	(1)　生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき　＋100単位）
	(2)　生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき　＋200単位）

チ　認知症専門ケア加算	(1)　イ又はロを算定している場合	(一)　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋90単位）
		(二)　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋120単位）
	(2)　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	(一)　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋3単位）
		(二)　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋4単位）

リ　口腔連携強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））

ヌ　サービス提供体制強化加算	(1)　イ又はロを算定している場合	(一)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき　＋750単位）	
		(二)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋640単位）	
		(三)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）	
	(2)　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	(一)　サービス提供体制強化加算（ⅰ） （1回につき　＋22単位）	
		(二)　サービス提供体制強化加算（ⅱ） （1回につき　＋18単位）	
		(三)　サービス提供体制強化加算（ⅲ） （1回につき　＋6単位）	
ル　介護職員処遇改善加算		(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×137／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
		(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×100／1000）	
		(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×55／1000）	
ヲ　介護職員等特定処遇改善加算		(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×63／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
		(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×42／1000）	
ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき　＋所定単位×24／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]
1．単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
×○○単位　⇒　所定単位数　×　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　所定単位数×○○／100
−○○／100　⇒　所定単位数　−　所定単位数×○○／100

2　夜間対応型訪問介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき　989単位） 定期巡回サービス費（1回につき　372単位） 随時訪問サービス費(Ⅰ)（1回につき　567単位） 随時訪問サービス費(Ⅱ)（1回につき　764単位）	－1／100	－1／100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15/100	＋10/100	＋5/100
ロ　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）（1月につき　2,702単位）							

ハ　認知症専門ケア加算	(1) イを算定する場合（基本夜間対応型訪問介護費を除く）	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき　＋3単位）
		(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき　＋4単位）
	(2) ロを算定する場合	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1月につき　＋90単位）
		(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1月につき　＋120単位）
ニ　サービス提供体制強化加算	(1) イを算定する場合（基本夜間対応型訪問介護費を除く）	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき　＋22単位）
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき　＋18単位）
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき　＋6単位）
	(2) ロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき　＋154単位）
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき　＋126単位）
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき　＋42単位）

ホ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×137／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×100／1000）	
	(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋所定単位×55／1000）	
ヘ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×63／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×42／1000）	
ト　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×24／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

2－2　地域密着型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 ※ 業務継続計画未策定減算	注 入浴介助を行わない場合	注 過少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合	注 ※ 業務継続計画未策定減算
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	436 単位	×70/100	×70/100	～4/100	～4/100			×70/100	+3/100		指定生活介護事業所の行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所の行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所の行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所の行う場合 ×90/100	1日につき +11単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +15単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 （3月に1回を限度）	1月につき +200単位 （※ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合は、1月につき +100単位）	1月につき +51単位	1月につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1日につき +200単位 （月1回を限度）	1回につき +20単位 （6月に1回を限度）	1回につき +5単位 （6月に1回を限度）	1回につき +150単位 （月1回を限度）	1回につき +160単位 （月1回を限度）	1月につき +40単位	1日につき ～4単位	片道につき ～47単位	1月につき +11単位
		要介護2	478 単位																																		
		要介護3	541 単位																																		
		要介護4	605 単位																																		
		要介護5	663 単位																																		
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	488 単位																																		
		要介護2	561 単位																																		
		要介護3	666 単位																																		
		要介護4	829 単位																																		
		要介護5	885 単位																																		
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	617 単位																																		
		要介護2	715 単位																																		
		要介護3	846 単位																																		
		要介護4	1,013 単位																																		
		要介護5	1,134 単位																																		
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	678 単位																																		
		要介護2	801 単位																																		
		要介護3	925 単位																																		
		要介護4	1,093 単位																																		
		要介護5	1,172 単位																																		
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	793 単位																																		
		要介護2	890 単位																																		
		要介護3	1,032 単位																																		
		要介護4	1,172 単位																																		
		要介護5	1,312 単位																																		
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	783 単位																																		
		要介護2	878 単位																																		
		要介護3	1,072 単位																																		
		要介護4	1,266 単位																																		
		要介護5	1,361 単位																																		
ロ 療養通所介護費（1月につき）			11,781 単位					×95/100	×70/100																												1月につき +113単位
ハ 同一建物減算（通所介護 1月につき）			376 単位減																																		

ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算
		⑶ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算
	(2) ロを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1回につき 18単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	1回につき 6単位を加算
	(3) ハを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	1回につき 24単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ハ	1回につき 12単位を加算
		⑶ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ハ	1回につき 3単位を加算
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×5.9/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×4.3/100を加算	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×2.5/100を加算	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×12/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×8.6/100を加算	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×11/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害が発生した場合に利用者の安全や心の健康を守り迅速な対応や事業の継続を可能とするための取り組みを行っていた場合には、令和7年3月31日までの間猶予期間とする。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

3　認知症対応型通所介護費

基本部分					注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は食事の提供を行う事業者における感染症の発生又は蔓延に関する取組の実施を行う場合	注 業務継続計画未策定減算	注 1時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 1時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護に対する感染症の蔓延に伴う利用者の減少が一定以上生じている場合	注 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 給年性認知症対応研修受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1） 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（一） 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 543 ）	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×63/100	+3/100	3時間以上10時間未満の場合 +40単位 10時間以上11時間未満の場合 +80単位 11時間以上12時間未満の場合 +120単位 12時間以上13時間未満の場合 +160単位 13時間以上14時間未満の場合 +200単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 （3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +27単位	1日につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位（月2回を限度）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +160単位（月2回を限度）	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
			要介護2	（ 597 ）																											
			要介護3	（ 653 ）																											
			要介護4	（ 709 ）																											
			要介護5	（ 762 ）																											
		（二） 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 569 ）																											
			要介護2	（ 626 ）																											
			要介護3	（ 684 ）																											
			要介護4	（ 742 ）																											
			要介護5	（ 799 ）																											
		（三） 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 854 ）																											
			要介護2	（ 939 ）																											
			要介護3	（ 1,046 ）																											
			要介護4	（ 1,132 ）																											
			要介護5	（ 1,220 ）																											
		（四） 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 969 ）																											
			要介護2	（ 1,074 ）																											
			要介護3	（ 1,066 ）																											
			要介護4	（ 1,181 ）																											
			要介護5	（ 1,256 ）																											
		（五） 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 984 ）																											
			要介護2	（ 1,102 ）																											
			要介護3	（ 1,219 ）																											
			要介護4	（ 1,311 ）																											
			要介護5	（ 1,427 ）																											
		（六） 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 1,026 ）							9時間以上10時間未満の場合 +40単位 10時間以上11時間未満の場合 +80単位 11時間以上12時間未満の場合 +120単位 12時間以上13時間未満の場合 +160単位 13時間以上14時間未満の場合 +200単位																					
			要介護2	（ 1,137 ）																											
			要介護3	（ 1,248 ）																											
			要介護4	（ 1,362 ）																											
			要介護5	（ 1,472 ）																											
	（2） 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（一） 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 491 ）																											
			要介護2	（ 541 ）																											
			要介護3	（ 591 ）																											
			要介護4	（ 639 ）																											
			要介護5	（ 689 ）																											
		（二） 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 515 ）																											
			要介護2	（ 566 ）																											
			要介護3	（ 618 ）																											
			要介護4	（ 669 ）																											
			要介護5	（ 721 ）																											
		（三） 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 771 ）																											
			要介護2	（ 854 ）																											
			要介護3	（ 938 ）																											
			要介護4	（ 1,016 ）																											
			要介護5	（ 1,093 ）																											
		（四） 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 791 ）							9時間以上10時間未満の場合 +40単位 10時間以上11時間未満の場合 +80単位 11時間以上12時間未満の場合 +120単位 12時間以上13時間未満の場合 +160単位 13時間以上14時間未満の場合 +200単位																					
			要介護2	（ 874 ）																											
			要介護3	（ 960 ）																											
			要介護4	（ 1,042 ）																											
			要介護5	（ 1,127 ）																											
		（五） 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 894 ）																											
			要介護2	（ 989 ）																											
			要介護3	（ 1,081 ）																											
			要介護4	（ 1,183 ）																											
			要介護5	（ 1,276 ）																											
		（六） 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 927 ）							9時間以上10時間未満の場合 +40単位 10時間以上11時間未満の場合 +80単位 11時間以上12時間未満の場合 +120単位 12時間以上13時間未満の場合 +160単位 13時間以上14時間未満の場合 +200単位																					
			要介護2	（ 1,024 ）																											
			要介護3	（ 1,120 ）																											
			要介護4	（ 1,221 ）																											
			要介護5	（ 1,321 ）																											
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1） 3時間以上4時間未満		要介護1	（ 267 ）					×63/100																						
			要介護2	（ 277 ）																											
			要介護3	（ 286 ）																											
			要介護4	（ 295 ）																											
			要介護5	（ 305 ）																											
	（2） 4時間以上5時間未満		要介護1	（ 279 ）																											
			要介護2	（ 292 ）																											
			要介護3	（ 305 ）																											
			要介護4	（ 319 ）																											
			要介護5	（ 332 ）																											
	（3） 5時間以上6時間未満		要介護1	（ 445 ）																											
			要介護2	（ 460 ）																											
			要介護3	（ 477 ）																											
			要介護4	（ 492 ）																											
			要介護5	（ 510 ）																											
	（4） 6時間以上7時間未満		要介護1	（ 457 ）																											
			要介護2	（ 472 ）																											
			要介護3	（ 489 ）																											
			要介護4	（ 506 ）																											
			要介護5	（ 522 ）																											
	（5） 7時間以上8時間未満		要介護1	（ 527 ）																											
			要介護2	（ 542 ）																											
			要介護3	（ 560 ）																											
			要介護4	（ 576 ）																											
			要介護5	（ 593 ）																											
	（6） 8時間以上9時間未満		要介護1	（ 540 ）							9時間以上10時間未満の場合 +40単位 10時間以上11時間未満の場合 +80単位 11時間以上12時間未満の場合 +120単位 12時間以上13時間未満の場合 +160単位 13時間以上14時間未満の場合 +200単位																					
			要介護2	（ 555 ）																											
			要介護3	（ 574 ）																											
			要介護4	（ 587 ）																											
			要介護5	（ 618 ）																											

ハ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×104／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×76／1000	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×42／1000	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×31／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×24／1000	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×23／1000	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所に同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害発生時及びまん延の防止のための特別の管理及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年1月1日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びの介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注 登録者数が登録定員を超える場合	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	10,458 単位	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		要介護2	15,370 単位									
		要介護3	22,359 単位									
		要介護4	24,677 単位									
		要介護5	27,209 単位									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,423 単位									
		要介護2	13,849 単位									
		要介護3	20,144 単位									
		要介護4	22,233 単位									
		要介護5	24,516 単位									
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1	572 単位									
		要介護2	640 単位									
		要介護3	709 単位									
		要介護4	777 単位									
		要介護5	842 単位									

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症加算（I） （1月につき 920単位を加算）
	(2) 認知症加算（II） （1月につき 830単位を加算）
	(3) 認知症加算（III） （1月につき 240単位を加算）
	(4) 認知症加算（IV） （1月につき 460単位を加算）
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）	（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 800単位を加算）
ト 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 看護職員配置加算（I） （1月につき 900単位を加算）
	(2) 看護職員配置加算（II） （1月につき 700単位を加算）
	(3) 看護職員配置加算（III） （1月につき 480単位を加算）
チ 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 64単位を加算）
リ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 1,000単位を加算）
ヌ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 総合マネジメント体制強化加算（I） （1月につき 1,200単位を加算）
	(2) 総合マネジメント体制強化加算（II） （1月につき 400単位を加算）
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（I） （1月につき ＋100単位）
	(2) 生活機能向上連携加算（II） （1月につき ＋200単位）
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））
ワ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 40単位を加算）
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（I） （1月につき 100単位を加算）
	(2) 生産性向上推進体制加算（II） （1月につき 10単位を加算）

ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（I） （1月につき 750単位を加算）	
		(二) サービス提供体制強化加算（II） （1月につき 640単位を加算）	
		(三) サービス提供体制強化加算（III） （1月につき 350単位を加算）	
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（I） （1日につき 25単位を加算）	
		(二) サービス提供体制強化加算（II） （1日につき 21単位を加算）	
		(三) サービス提供体制強化加算（III） （1日につき 12単位を加算）	
タ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（I） （1月につき ＋所定単位×102／1000）		注 所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（II） （1月につき ＋所定単位×74／1000）		
	(3) 介護職員処遇改善加算（III） （1月につき ＋所定単位×41／1000）		
レ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（I） （1月につき ＋所定単位×15／1000）		注 所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（II） （1月につき ＋所定単位×12／1000）		
ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×17／1000）		注 所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

5　認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ　認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	(1)　認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1（	765 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	−10／100	−1／100	−1／100	1日につき −50単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200単位（1日間を限度）	1日につき ＋120単位
		要介護2（	801 単位）											
		要介護3（	824 単位）											
		要介護4（	841 単位）											
		要介護5（	859 単位）											
	(2)　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1（	753 単位）											
		要介護2（	788 単位）											
		要介護3（	812 単位）											
		要介護4（	828 単位）											
		要介護5（	845 単位）											
ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）※	(1)　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1（	793 単位）				−1／100			1日につき −50単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位		
		要介護2（	829 単位）											
		要介護3（	854 単位）											
		要介護4（	870 単位）											
		要介護5（	887 単位）											
	(2)　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1（	781 単位）											
		要介護2（	817 単位）											
		要介護3（	841 単位）											
		要介護4（	858 単位）											
		要介護5（	874 単位）											

注　入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注　看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　死亡日以前31日以上45日以下	（1日につき　72単位を加算）
	(2)　死亡日以前4日以上30日以下	（1日につき　144単位を加算）
	(3)　死亡日以前2日又は3日	（1日につき　680単位を加算）
	(4)　死亡日	（1日につき　1，280単位を加算）
ハ　初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき　30単位を加算）
ニ　協力医療機関連携加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	（1月につき　100単位を加算）
	(2)　上記以外の協力医療機関と連携している場合	（1月につき　40単位を加算）
ホ　医療連携体制加算	(1)　医療連携体制加算Ⅰ(イ)	（1日につき　57単位を加算）
	(2)　医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	（1日につき　47単位を加算）
	(3)　医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	（1日につき　37単位を加算）
	(4)　医療連携体制加算(Ⅱ)	（1日につき　5単位を加算）
ヘ　退居時情報提供加算（イを算定する場合のみ算定）		（250単位を加算）
ト　退居時相談援助加算（イを算定する場合のみ算定）		（400単位を加算（利用者1人につき1回を限度））
チ　認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき　3単位を加算）
	(2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき　4単位を加算）
リ　認知症チームケア推進加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	（1月につき　150単位を加算）
	(2)　認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	（1月につき　120単位を加算）
ヌ　生活機能向上連携加算	(1)　生活機能向上連携加算(Ⅰ)	（1月につき　100単位を加算）
	(2)　生活機能向上連携加算(Ⅱ)	（1月につき　200単位を加算）
ル　栄養管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき　＋30単位を加算）
ヲ　口腔衛生管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき　30単位を加算） 注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ワ　口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき　20単位を加算（6月に1回を限度））
カ　科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき　40単位を加算）
ヨ　高齢者施設等感染対策向上加算	(1)　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	（1月につき　10単位を加算）
	(2)　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	（1月につき　5単位を加算）
タ　新興感染症等施設療養費		（1月に1回、連続する5日を限度として　240単位を算定）
レ　生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	（1月につき　100単位を加算）
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	（1月につき　10単位を加算）
ソ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき　22単位を加算）
	(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき　18単位を加算）
	(3)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき　6単位を加算）
ツ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき　＋所定単位×111／1000）
	(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき　＋所定単位×81／1000）
	(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき　＋所定単位×45／1000）
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
ネ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき　＋所定単位×31／1000）
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき　＋所定単位×23／1000）
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
ナ　介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき　＋所定単位×23／1000）
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※　短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※　身体拘束廃止未実施減算については、3年間猶予する場合は、令和3年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入院継続支援加算（Ⅰ）	注 入院継続支援加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 夜間看護体制加算（Ⅰ）	注 夜間看護体制加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算
イ　地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要介護1　646 単位 要介護2　714 単位 要介護3　785 単位 要介護4　756 単位 要介護5　826 単位	×70／100	－10／100	－1／100	－1／100	1日につき＋36単位	1日につき＋22単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1月につき＋30単位	1月につき＋60単位	1日につき＋11単位	1日につき＋5単位	1日につき＋120単位	認知症専門ケア加算（Ⅱ） または認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 1月につき＋101単位	介護保険施設における科学的根拠に基づく質の高いケアの推進 1月につき＋41単位	1月につき＋30単位	1回につき＋21単位（6月に1回を限度）
ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）※ 要介護1　646 単位 要介護2　714 単位 要介護3　785 単位 要介護4　756 単位 要介護5　826 単位		－1／100																

ハ　退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定）	1日につき 30単位を加算

ニ　看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）		
(1) 看取り介護加算（Ⅰ）	(1)　死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 72単位を加算
	(2)　死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 144単位を加算
	(3)　死亡日以前2日又は3日	1日につき 680単位を加算
	(4)　死亡日	1日につき 1,280単位を加算
(2) 看取り介護加算（Ⅱ）	(1)　死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 572単位を加算
	(2)　死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 644単位を加算
	(3)　死亡日以前2日又は3日	1日につき 1180単位を加算
	(4)　死亡日	1日につき 1780単位を加算

ホ　退所時情報提供加算（イを算定する場合のみ算定）	1回に1単位

ヘ　認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）		
	(1)　認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算
	(2)　認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算

ト　科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	1月につき 40単位を加算

チ　高齢者施設等感染対策向上加算		
	(1)　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算
	(2)　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき 5単位を加算

リ　新興感染症等施設療養費	1月に1回、連続する10日を限度として 240単位を算定

ヌ　生産性向上推進体制加算		
	(1)　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位を加算
	(2)　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位を加算

ル　サービス提供体制強化加算	
(1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算
(2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算
(3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算

ヲ　介護職員処遇改善加算		
(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×82／1000	注 所定単位は、イから(5)までにより算定した単位数の合計
(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×60／1000	
(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×33／1000	

ワ　介護職員等特定処遇改善加算		
(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×18／1000	注 所定単位は、イから(5)までにより算定した単位数の合計
(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×12／1000	

カ　介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×15／1000	注 所定単位は、イから(5)までにより算定した単位数の合計

※　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
注 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
注 業務継続計画未策定減算については、感染症や自然災害による組織的な対応や自然災害等による臨時の業務を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月1日まで算定可能。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分				注 認知症行動・心理症状緊急対応加算の適用条件を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員ステーションを利用していない旨の届出がされていない場合	注 夜勤職員配置が基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置が基準を満たさない場合	注 安全管理体制の実施減算	注 夜勤職員配置が基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置が基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置が基準を満たさない場合	注 初期加算の基準を満たさない場合	注 初回加算・加算の減算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 重ニックス加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅲ）	注 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	注 AL施設等加算（Ⅰ）	注 若年性認知症入所者受入加算	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	注 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	注 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1：	630	×97/100	×76/100	×76/100	×97/100	−19/100	2日につき −5単位	−1/100	−1/100	1日につき −1単位	1日につき ＋31単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋23単位	2日につき ＋41単位	2日につき ＋51単位	2日につき ＋5単位	1月につき ＋100単位 ※月に1回を限度	1月につき ＋320単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋31単位	＋12単位	1月につき ＋21単位	1月につき ＋21単位	1月につき ＋61単位	1月につき ＋22単位	1月につき ＋21単位	1月につき ＋8単位	2月につき ＋24単位	2月につき ＋41単位
		要介護2：	693																											
		要介護3：	756																											
		要介護4：	819																											
		要介護5：	882																											
	（2） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1：	690																											
		要介護2：	759																											
		要介護3：	828																											
		要介護4：	897																											
		要介護5：	966																											
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1：	682																											
		要介護2：	753																											
		要介護3：	824																											
		要介護4：	895																											
		要介護5：	966																											
	（2） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1：	682																											
		要介護2：	753																											
		要介護3：	824																											
		要介護4：	895																											
		要介護5：	966																											
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1：	682																											
		要介護2：	753																											
		要介護3：	824																											
		要介護4：	895																											
		要介護5：	966																											
	（2） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1：	690																											
		要介護2：	759																											
		要介護3：	828																											
		要介護4：	897																											
		要介護5：	966																											
ニ 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1：	682																											
		要介護2：	753																											
		要介護3：	824																											
		要介護4：	895																											
		要介護5：	966																											
	（2） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1：	682																											
		要介護2：	753																											
		要介護3：	824																											
		要介護4：	895																											
		要介護5：	966																											

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者の介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
注 初期加算	1日につき 30単位を加算
注 過所時定義指標減算加算	1月につき1回を限度として110単位を加算
注 再入所時栄養連携加算	入所者1人につき1回を限度として200単位を加算
注 過所時等指導協動加算	
（1） 過所前訪問相談援助加算	入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定
（2） 過所後訪問相談援助加算	過所後1回を限度に、460単位を算定
（3） 過所時相談援助加算	400単位
（4） 過所前連携加算	500単位
（5） 過所時等指導研修加算	250単位
注 地方医療確保連携加算	
（1） 機能・医療を担う機能を有する医療機関、緊急時に入院を要する入所者を優先的に確保している地方医療確保連携（連携）している場合	1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
（2） 1月以外の地方医療確保連携（連携）している場合	1月につき 280単位を加算
注 栄養マネジメント強化加算	1日につき 11単位を加算
注 経口移行加算	1日につき 28単位を加算
注 経口維持加算	
（1） 経口維持加算（Ⅰ）	1月につき 400単位を加算
（2） 経口維持加算（Ⅱ）	1月につき 100単位を加算
注 口腔衛生管理加算	
（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき 90単位を加算
（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき 110単位を加算
注 療養食加算	1日につき 6単位を加算（1日に3回を限度）
注 特別通院送迎加算	1月につき 316単位を加算
注 配置医師緊急時対応加算	
（1） 早朝・夜間の場合の場合	1月につき 325単位を加算
（2） 早朝・夜間の場合	1日につき 650単位を加算
（3） 深夜の場合	1日につき 1300単位を加算
注 看取り介護加算	
（1） 看取り介護加算（Ⅰ）	
死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 72単位を加算
死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 144単位を加算
死亡日以前2日又は1日	1日につき 680単位を加算
死亡日	1日につき 1280単位を加算
（2） 看取り介護加算（Ⅱ）	
死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 72単位を加算
死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 144単位を加算
死亡日以前2日又は1日	1日につき 780単位を加算
死亡日	1日につき 1580単位を加算
注 在宅復帰支援機能加算	1日につき 10単位を加算
注 在宅・入所相互利用加算	1日につき 40単位を加算
注 小規模拠点集合型施設加算	1日につき 50単位を加算
注 認知症専門ケア加算	
（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算
（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算
注 認知症チームケア推進加算	
（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき 150単位を加算
（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき 120単位を加算
注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日に限り 1日につき200単位を加算
注 褥瘡マネジメント加算	
（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき 3単位を加算
（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき 13単位を加算
注 排せつ支援加算	
（1） 排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算
（2） 排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき 15単位を加算
（3） 排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき 20単位を加算
注 自立支援促進加算	1月につき 280単位を加算
注 科学的介護推進体制加算	
（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 40単位を加算
（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 50単位を加算
注 安全対策体制加算	入所者1人につき1回を限度として20単位を算定
注 高齢者施設等感染対策向上加算	
（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算
（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき 5単位を加算
注 新興感染症等施設療養費	1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定
注 生産性向上推進体制加算	
（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位を加算
（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位を加算
注 サービス提供体制強化加算	
（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算
（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算
（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算
注 介護職員処遇改善加算	
（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×83/1000
（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×60/1000
（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×33/1000
注 介護職員等特定処遇改善加算	
（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×27/1000
（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×21/1000
注 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×16/1000

注 過所時定義指標減算加算	厚生労働省の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 再入所時栄養連携加算	厚生労働省の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 過所時等指導協動加算	
（1） 過所前訪問相談援助加算	入所者及びその家族等に対して過所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
（2） 過所後訪問相談援助加算	居宅介護支援事業者と過所前から連携し、情報提供(サービス調整)を行った場合
（3） 過所時相談援助加算	
（4） 過所前連携加算	入所者が過所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴及び現病を提供したとき、当該入所者の紹介を行った場合
（5） 過所時等指導研修加算	
注 地方医療確保連携加算	
（1） 機能・医療を担う機能を有する医療機関、緊急時に入院を要する入所者を優先的に確保している地方医療確保連携（連携）している場合	1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
（2） 1月以外の地方医療確保連携（連携）している場合	
注 栄養マネジメント強化加算	厚生労働省の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 経口移行加算	厚生労働省の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 経口維持加算	
（1） 経口維持加算（Ⅰ）	厚生労働省の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
（2） 経口維持加算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
注 口腔衛生管理加算	
（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	

注 看取り介護加算	
（1） 看取り介護加算（Ⅰ）	
死亡日以前31日以上45日以下	死亡日以前4日以上30日以下に加算する。
死亡日以前4日以上30日以下	
死亡日以前2日又は1日	
死亡日	
（2） 看取り介護加算（Ⅱ）	
死亡日以前31日以上45日以下	死亡日以前4日以上30日以下に加算する。
死亡日以前4日以上30日以下	
死亡日以前2日又は1日	
死亡日	
注 認知症専門ケア加算	
（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症介護実践者研修を修了した者を、当該事業所の入所者の総数のうち認知症である者の数が2人以上10人未満の場合は1人、10人以上20人未満の場合は2人、20人以上の場合は3人以上配置していること。
（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症介護実践者研修を修了した者を、当該事業所の入所者の総数のうち認知症である者の数が2人以上10人未満の場合は1人、10人以上20人未満の場合は2人、20人以上の場合は3人以上配置していること。
注 認知症チームケア推進加算	
（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症介護実践者研修を修了した者を、当該事業所の入所者の総数のうち認知症である者の数が2人以上10人未満の場合は1人、10人以上20人未満の場合は2人、20人以上の場合は3人以上配置していること。
（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症介護実践リーダー研修を修了した者を、当該事業所の入所者の総数のうち認知症である者の数が2人以上10人未満の場合は1人、10人以上20人未満の場合は2人、20人以上の場合は3人以上配置していること。
注 褥瘡マネジメント加算	
（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡ハイリスク者ケア加算（Ⅰ）を算定していること。
（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡ハイリスク者ケア加算（Ⅱ）を算定していること。
注 排せつ支援加算	
（1） 排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつ支援加算（Ⅰ）を算定していること。
（2） 排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅱ）を算定していること。
（3） 排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅲ）を算定していること。
注 科学的介護推進体制加算	
（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	厚生労働省に対し、利用者の心身の状態、サービスの提供内容等の情報を提出していること。
（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	厚生労働省に対し、利用者の心身の状態、サービスの提供内容等の情報を提出していること。
注 介護職員処遇改善加算	
（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	
（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	
注 介護職員等特定処遇改善加算	
（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	
注 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び災害対策に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月1日まで設定可能。

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算（1月につき）	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1） 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,447 単位）	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	×97／100	+15／100	+10／100	+5／100	−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 17,415 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 24,401 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 27,764 単位）											−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 31,408 単位）											−2,914単位	−2,914単位	−95単位
	（2） 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,214 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 15,691 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 22,057 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 25,017 単位）											−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 28,298 単位）											−2,914単位	−2,914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 571 単位）													
		要介護2（ 638 単位）													
		要介護3（ 705 単位）													
		要介護4（ 773 単位）													
		要介護5（ 839 単位）													

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症加算（I）	（1月につき 920単位を加算）
	（2） 認知症加算（II）	（1月につき 830単位を加算）
	（3） 認知症加算（III）	（1月につき 760単位を加算）
	（4） 認知症加算（IV）	（1月につき 460単位を加算）
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）		（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）
ト 栄養アセスメント加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 50単位を加算）
チ 栄養改善加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 200単位を加算（1月に2回を限度））
リ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（I）	（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））
	（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（II）	（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））
ヌ 口腔機能向上加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 口腔機能向上加算（I）	（1回につき ＋150単位（月2回を限度））
	（2） 口腔機能向上加算（II）	（1回につき ＋160単位（月2回を限度））
ル 退院時共同指導加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 600単位を加算）
ヲ 緊急時対応加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 774単位を加算）
ワ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 特別管理加算（I）	（1月につき 500単位を加算）
	（2） 特別管理加算（II）	（1月につき 250単位を加算）
カ 専門管理加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 250単位を加算）
ヨ ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 2,500単位を加算）
タ 夜間死亡診断補助加算（イを算定する場合のみ算定）		（150単位を加算）
レ 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 看護体制強化加算（I）	（1月につき 3,000単位を加算）
	（2） 看護体制強化加算（II）	（1月につき 2,500単位を加算）
ソ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
ツ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 総合マネジメント体制強化加算（I）	（1月につき 1,200単位を加算）
	（2） 総合マネジメント体制強化加算（II）	（1月につき 840単位を加算）
ネ 褥瘡マネジメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 褥瘡マネジメント加算（I）	（1月につき 3単位を加算）
	（2） 褥瘡マネジメント加算（II）	（1月につき 13単位を加算）
ナ 排せつ支援加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 排せつ支援加算（I）	（1月につき 10単位を加算）
	（2） 排せつ支援加算（II）	（1月につき 15単位を加算）
	（3） 排せつ支援加算（III）	（1月につき 20単位を加算）
ラ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 40単位を加算）
ム 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（I）	（1月につき 100単位を加算）
	（2） 生産性向上推進体制加算（II）	（1月につき 10単位を加算）
ウ サービス提供体制強化加算	（1） イを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算（I） （1月につき 750単位を加算）
		（二） サービス提供体制強化加算（II） （1月につき 640単位を加算）
		（三） サービス提供体制強化加算（III） （1月につき 350単位を加算）
	（2） ロを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算（I） （1月につき 22単位を加算）
		（二） サービス提供体制強化加算（II） （1月につき 21単位を加算）
		（三） サービス提供体制強化加算（III） （1月につき 12単位を加算）
エ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（I）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（II）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（III）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）
オ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（I）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（II）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×17／1000）

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注
主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の看取り診断の補助を行った場合

注
所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ（2）を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ（1）の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分					注 利用者の割合が規定数を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 ~~看護サービス加算~~	注 ~~看護体制加算~~	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 ~~機能訓練加算~~を算定する利用者数の規定を満たしていない場合	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算	注 事業所が感染症を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	① 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1	472	×70/100	×70/100	~~-1/100~~	~~-1/100~~	×63/100	+3/100	3時間以上3時間未満の場合 +30単位 3時間以上3時間未満の場合 +60単位 3時間以上3時間未満の場合 +90単位 3時間以上3時間未満の場合 +120単位 3時間以上3時間未満の場合 +150単位 3時間以上3時間未満の場合 +180単位	+5/100	1回につき +40単位	1回につき +55単位	1月につき +120単位（1月に1回を限度）	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1月につき +120単位	1回につき +27単位	1月につき +20単位	1回につき +40単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1回につき +30単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1月につき +110単位	1月につき +160単位	1月につき +40単位	1日につき −34単位	片道につき −47単位
			要支援2	535																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1	497																							
			要支援2	551																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1	741																							
			要支援2	816																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1	765																							
			要支援2	851																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1	851																							
			要支援2	961																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1	886																							
			要支援2	991																							
	② 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1	426					×63/100																		
			要支援2	479																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1	449																							
			要支援2	498																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1	667																							
			要支援2	741																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1	684																							
			要支援2	762																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1	771																							
			要支援2	864																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1	796																							
			要支援2	891																							
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	① 3時間以上4時間未満		要支援1	365					×63/100																		
			要支援2	402																							
	② 4時間以上5時間未満		要支援1	405																							
			要支援2	774																							
	③ 5時間以上6時間未満		要支援1	613																							
			要支援2	675																							
	④ 6時間以上7時間未満		要支援1	626																							
			要支援2	697																							
	⑤ 7時間以上8時間未満		要支援1	704																							
			要支援2	793																							
	⑥ 8時間以上9時間未満		要支援1	732																							
			要支援2	818																							

			注
ハ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算	
	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算	
	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算	
ニ 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×224／1000	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×182／1000	
	(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×43／1000	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×31／1000	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×25／1000	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×23／1000		所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

注 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害への予防及び万一の際の被害を最小限に留まるよう、平時から業務継続のための取組を行うことが重要であることから、令和6年3月31日までの間適用しない。

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注 登録者数が登録定員を超える場合	又は	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1	3,450 単位	×70／100		×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		要支援2	6,972 単位										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1	3,109 単位										
		要支援2	6,281 単位										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1	424 単位										
		要支援2	531 単位										

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算 (7日間を限度))
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 450単位を加算)
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 (I) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算 (II) (1月につき 800単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき ＋100単位) (2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき ＋200単位)
チ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度))
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)
9 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)
10 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 12単位を加算)
12 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき ＋所定単位×102／1000) (2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき ＋所定単位×74／1000) (3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき ＋所定単位×41／1000)	注 所定単位は、イから㋙までにより算定した単位数の合計
13 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき ＋所定単位×15／1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき ＋所定単位×12／1000)	注 所定単位は、イから㋙までにより算定した単位数の合計
14 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×17／1000)	注 所定単位は、イから㋙までにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3　介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ　介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	761 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	－10／100	－1／100	－3／100	1日につき－50単位	1日につき＋50単位	1日につき＋25単位	1日につき＋200単位(7日間を限度)	1日につき＋120単位
	(2)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2	749 単位)												
ロ　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	789 単位)					－1／100			1日につき－50単位	1日につき＋50単位	1日につき＋25単位		
	(2)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2	777 単位)												

注　入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ハ　初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき　30単位を加算)	
ニ　退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)	
ホ　退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ　認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　3単位を加算)	
	(2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　4単位を加算)	
ト　認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)　認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき　150単位を加算)	
	(2)　認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき　120単位を加算)	
チ　生活機能向上連携加算	(1)　生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき　100単位を加算)	
	(2)　生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき　200単位を加算)	
リ　栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき　＋30単位を加算)	
ヌ　口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき　30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル　口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき　20単位を加算(6月に1回を限度))	
ヲ　科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき　40単位を加算)	
ワ　高齢者施設等感染対策向上加算	(1)　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき　10単位を加算)	
	(2)　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき　5単位を加算)	
カ　新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として　240単位を算定)	
ヨ　生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき　100単位を加算)	
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき　10単位を加算)	
タ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき　22単位を加算)	
	(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　18単位を加算)	
	(3)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)	
レ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×111／1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×81／1000)	
	(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×45／1000)	
ソ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×23／1000)	
ツ　介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき　＋所定単位×23／1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※　身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。